



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月28日(金) 第9778号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○知事指定薬物の指定(薬務課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○同	3
○群馬県指定農薬の指定の告示の一部改正(技術支援課)	3
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	4
○建築士法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築課)	4
○建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(同)	6
<b>公 告</b>	
○令和2年二級建築士試験の実施(建築課)	8
○令和2年木造建築士試験の実施(同)	9
○宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告(住宅政策課)	11
○同	11
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	11
○同	18
○同	20
○監査結果に基づく措置状況	28
○同	32
<b>公安委員会規則</b>	
○街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則の一部を改正する規則(生活安全企画課)	56
<b>収用委員会公告</b>	
○収用及び使用の裁決手続の開始決定	57
○同	58

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第50号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(4-フルオロプロチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名4F-MDMB-BINACA)及びその塩類
- (2) N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド(通称名Valeryl fentanyl)及びその塩類
- (3) (8R)-1-アセチル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド(通称名ALD-52、1-Acetyl-LSD)及びその塩類
- (4) 1-(1,3-ベンゾジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン(通称名N-Butylpentylone)及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和2年2月29日

## ◎群馬県告示第51号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

嬭恋村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第52号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第53号

群馬県指定農薬の指定の告示(平成17年群馬県告示第323号)の一部を次のように改正し、令和2年2月28日から施行する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

2に次のように加える。

- (14) イソオキサゾリン系製剤のうちフルキサメタミドを含む製剤
- (15) フロメトキンを含む製剤

◎群馬県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 沼田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 沼田都市計画道路事業 3・3・1号 環状線及び3・6・2号 材木町柳町線
- 3 事業施行期間 平成11年2月12日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成11年2月12日付群馬県告示第95号の事業地のうち、材木町字下原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 群馬県沼田市栄町字栄町宅地北添地内の一部を追加する。

◎群馬県告示第55号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」と	1年

校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	あるのは、「30単位」とする。	
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の

建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(以下「平成18年改正法施行日」という。)前に昭和46年群馬県告示第340号第1号及び第4号から第9号まで(以下「昭和46年告示第1号等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和46年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和46年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和46年告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和46年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

◎群馬県告示第56号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(平成21年群馬県告示第48号)は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一太

- 1 次の表の(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に

応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

--	--	--

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に昭和46年群馬県告示第340号第1号及び第4号から第9号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

## ■ 公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和2年二級建築士試験を次のとおり実施する。  
 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一太

### 1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 令和2年7月5日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時10分～13時10分(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時20分～17時20分(3時間)

(2) 設計製図の試験 令和2年9月13日(日) 11時～16時(5時間)

### 2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

### 3 試験の受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込受付期間 令和2年3月25日(水)から同月31日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)

イ 受験申込の方法及び宛先

(ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。

(イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建



## 建築技術教育普及センター本部

## (2) 持参による受験申込み

## ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 令和2年4月9日(木)から同月13日(月)まで

(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 2階第2研修室 前橋市元総社町2-5-3

ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に、原則として、申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

## (3) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

## ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成30年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成30年若しくは令和元年の二級建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成30年若しくは令和元年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和2年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

## 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和2年6月12日(金)頃、受験有資格者に発送する。

## 6 合格者の発表及び合否の通知 令和2年12月3日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年8月25日(火)(予定)。

## 7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

## 8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

---

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和2年木造建築士試験を次のとおり実施する。  
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 試験の期日及び時間

## (1) 学科の試験 令和2年7月12日(日)

学科Ⅰ(建築計画)及び学科Ⅱ(建築法規) 10時10分～13時10分(3時間)

学科Ⅲ(建築構造)及び学科Ⅳ(建築施工) 14時20分～17時20分(3時間)

## (2) 設計製図の試験 令和2年10月11日(日) 11時～16時(5時間)

## 2 試験の場所

## (1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

## (2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

## 3 試験の受験申込手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受験申込受付期間 令和2年3月25日(水)から同月31日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)

イ 受験申込の方法及び宛先

(ア) 方法 必ず簡易書留で郵送すること。

(イ) 宛先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

## (2) 持参による受験申込み

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 令和2年4月9日(木)から同月13日(月)まで

(イ) 時間 午前10時から午後5時まで

イ 受験申込書の受付場所 群馬建設会館 2階第2研修室 前橋市元総社町2-5-3

ウ 受験申込書の受付 イの受付場所に、原則として、申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

## (3) インターネットによる受験申込み 平成16年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付の期間及び時間

(ア) 期間 令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## 4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、平成30年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成30年若しくは令和元年の木造建築士試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書又は平成30年若しくは令和元年の設計製図の試験の不合格の通知書で令和2年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行うこと。

## 5 受験票の交付等 受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和2年6月12日(金)頃、受験有資格者に発送する。

## 6 合格者の発表及び合否の通知 令和2年12月3日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験については、同年9月8日(火)(予定)。

7 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
有限会社リアライズ	早川雄昌	太田市東矢島町1260番地1	群馬県知事（3） 第6662号	平成27年9月6日

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和2年2月28日

群馬県知事 山本 一 太

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社リクシィ	原田純	高崎市倉賀野町1番地23	群馬県知事（1） 第7340号	平成27年9月14日

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

群馬県監査委員 丸山幸男  
 同 林章  
 同 中島篤  
 同 安孫子哲

1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 令和元年度

3 監査対象機関 地域機関等76機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

5 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま男女共同参画センター (令和元年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林美術館 (令和元年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
土屋文明記念文学館 (令和元年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
スポーツ振興センター (令和元年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中央児童相談所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年12月18日)	
西部児童相談所 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎保健福祉事務所 (令和元年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
衛生環境研究所 (令和元年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
心身障害者福祉センター (令和2年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (令和元年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食肉衛生検査所 (令和2年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
動物愛護センター (令和2年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (令和元年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
農林大学校 (令和元年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
鳥獣被害対策支援センター (令和元年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
浅間家畜育成牧場 (令和元年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 産業経済部

監査対象機関	監査の結果

(監査年月日)	
群馬産業技術センター (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋産業技術専門校 (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎産業技術専門校 (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門校 (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川行政県税事務所 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (令和元年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡保健福祉事務所 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡保健福祉事務所 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和2年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (令和2年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 利根沼田振興局

監査対象機関	監査の結果

(監査年月日)	
利根沼田行政県税事務所 (令和2年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田保健福祉事務所 (令和2年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (12) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生保健福祉事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (13) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林保健福祉事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
西部教育事務所 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部教育事務所 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
文書館 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
妙義青少年自然の家 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛青少年自然の家 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (令和元年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (令和元年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年12月19日)	
高崎高等学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (令和元年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (令和2年1月16日)	(注意事項) 当該機関は、空調設備機器の購入に係る契約事務において、次のとおり適正を欠くものがあつた。 (1) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第191条第1項の規定により、契約を締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、規則第191条第2項第1号から第4号までのいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 (2) 規則第196条第1項の規定により、検査員は、検査を行ったときは、別に定めがある場合を除き、検査調書を直ちに作成し、契約担当者に提出しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号又は第2号に掲げる契約に係る検査を行った場合には、検査調書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、規則第196条第2項第1号又は第2号に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
利根実業高等学校 (令和元年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



(令和元年11月20日)	
渋川工業高等学校 (令和元年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (令和元年12月17日)	(注意事項) 県立学校に勤務する非常勤講師等に支給する通勤手当相当額については、非常勤講師等に対する通勤手当相当額支給要項の3の(3)において、一般学校職員である場合に支給されることとなる通勤手当の額について、21日を基礎として、非常勤講師等の各月の勤務した日の数により、日割によって計算して得られる額とされている。 当該機関は、非常勤講師1名から通勤届の提出を受け、一般学校職員である場合に支給される通勤手当の額を月額5,040円に決定した。当該金額を通勤手当相当額の算定基礎とする必要があったが、平成31年4月分から令和元年9月分までの通勤手当相当額の算定に当たり、誤って11,300円を算定基礎としたため、令和元年5月21日から同年10月21日の間に支給した通勤手当相当額が合計で14,580円過大であった。
万場高等学校 (令和元年12月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻中央高等学校 (令和元年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (令和2年1月16日)	(注意事項) 当該機関は、空調設備機器の購入に係る契約事務において、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第191条第1項の規定により、契約を締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、規則第191条第2項第1号から第4号までのいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 (2) 規則第196条第1項の規定により、検査員は、検査を行ったときは、別に定めがある場合を除き、検査調書を直ちに作成し、契約担当者に提出しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号又は第2号に掲げる契約に係る検査を行った場合には、検査調書の作成を省略することができる。とされている。 当該機関は、規則第196条第2項第1号又は第2号に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
しろがね特別支援学校 (令和元年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (令和元年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (令和元年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (令和元年11月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 警察本部

--	--

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (令和元年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (令和元年11月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (令和元年11月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (令和元年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (令和元年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (令和元年11月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

群馬県監査委員 丸山幸男  
 同 林章  
 同 中島篤  
 同 安孫子哲

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査対象機関 県庁等4機関、地域機関等7機関
- 4 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 3件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
  - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管財課	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和元年10月11日)

(2) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
<p>こころの健康センター (令和元年9月11日)</p>	<p>(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第95条第2項第2号の規定により、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないこととされている。 また、規則第95条第3項において、支出命令者は、同条第1項及び第2項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。 当該機関は前渡金の精算について、次のとおり誤りがあった。 (1)平成31年4月8日に資金前渡された社会参加費について、事務監査実施日(令和元年9月11日)現在において、第1四半期終了後の精算を行っていなかった。 (2)令和元年6月5日に資金前渡された緊急対応経費について、事務監査実施日(令和元年9月11日)現在において、第1四半期終了後の精算を行っていなかった。</p>

(3) 森林環境部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
<p>緑化推進課 (令和元年9月12日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>林業試験場 (令和元年9月13日)</p>	<p>(注意事項) 所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、報酬等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成31年3月28日に外部評価委員4名に支払った報酬から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税4,492円について、納付期限が同年4月10日とされているにもかかわらず、事務監査日(令和元年9月13日)現在までに所轄税務署に納付していなかった。</p>

(4) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
<p>高崎土木事務所 (令和元年9月19日)</p>	<p>(注意事項) 群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。 当該機関は、令和元年7月30日及び同年8月28日に資金前渡された役務費7,205円について、事務監査日(同年9月19日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p>

## (5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡土木事務所 (令和元年10月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和元年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
発電課 (令和元年10月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
小児医療センター (令和元年10月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡工業高等学校 (令和元年10月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (10) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
警察本部 (令和元年12月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

群馬県監査委員 丸山幸男  
 同 林章  
 同 中島篤  
 同 安孫子哲

- 1 監査の対象及び主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査対象団体 29団体
- 4 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし
  - (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 2件
  - (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし
- 5 団体別監査結果

監査対象団体	群馬県ライフル射撃協会
監査年月日	令和元年9月17日
監査対象とした財政的援助等の内容	生活文化スポーツ部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県ライフル射撃場 指定管理料 2,257,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	山梅・ケービックグループ
監査年月日	令和元年9月19日
監査対象とした財政的援助等の内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立金山総合公園 指定管理料 117,400,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人わたらせ会
監査年月日	令和元年9月20日
監査対象とした財政的援助等の内容	健康福祉部 (1) 補助金 31,555,200円 ・群馬県軽費老人ホーム利用料補助金 ・群馬県老人福祉施設等施設整備事業費県費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県中学校体育連盟
監査年月日	令和元年9月20日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 17,598,644円 ・群馬県体育大会等振興費補助金 (体育大会等開催費補助、全国・関東大会等派遣)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
監査年月日	令和元年9月25日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県福祉マンパワーセンター 指定管理料 49,695,248円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社東急リゾートサービス
監査年月日	令和元年9月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・板倉ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 214,920,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人白根開善学校
監査年月日	令和元年10月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 90,263,650円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県高等学校等就学支援金及び事務費補助金 ・群馬県私立高等学校エイズ予防啓発事業
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県勤労福祉センター
監査年月日	令和元年10月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 176,410,000円(県出資比率 67.5%)

内容	(2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県勤労福祉センター 指定管理料 12,520,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人希望館
監査年月日	令和元年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	こども未来部 (1) 補助金 14,277,000円 ・群馬県児童家庭支援センター運営事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	広瀬桃木両用水土地改良区
監査年月日	令和元年10月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 補助金 52,500,000円 ・群馬県土地改良事業等補助金 (農地耕作条件改善事業)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人桃ヶ丘学園
監査年月日	令和元年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 補助金 26,655,000円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金 ・群馬県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金 ・群馬県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県農業公社
監査年月日	令和元年10月3日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 314,000,000円(県出資比率 49.8%) (2) 補助金 109,287,000円 ・群馬県農地集積・集約化対策事業費補助金 ・群馬県就農促進支援事業費補助金 ・群馬県土地改良事業等補助金 (農地耕作条件改善事業) (3) 損失補償 実行額 0円 残高 53,554,138円 ・担い手支援資金の融通に関する損失補償

監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>公益法人会計基準において、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならず、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならないこととされている。</p> <p>当該団体は、同基準に基づき会計処理を行っているが、次のとおり財務諸表に誤りが認められた。</p> <p>(1) その他無形固定資産について</p> <p>平成27年度に取得したソフトウェアについて、平成27年度及び28年度において、誤った減価償却資産の取得価額に基づき減価償却を行ったため、減価償却費に誤りが生じた。</p> <p>その結果、貸借対照表のその他無形固定資産減価償却累計額が35,721円過大に計上されていた。</p> <p>(2) 預り金について</p> <p>財産目録の主要勘定の明細に、雇用保険料について158円過大に預り金が計上されていた。</p> <p>また、同明細に、社会保険料について173,263円過小に、住民税について168,608円過大に預り金が計上されていた。</p> <p>その結果、貸借対照表の預り金が4,497円過小に計上されていた。</p>
-------	---

監査対象団体	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	令和元年10月4日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>農政部</p> <p>(1) 県出資金 15,000,000円(県出資比率 50.6%)</p> <p>(2) 補助金 380,783,318円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金</li> <li>(指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び契約特定野菜等安定供給事業資金造成費補助、県青果物生産出荷安定事業資金造成費補助、価格差補給事業推進費補助)</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	令和元年10月4日
監査対象とした財政的援助等の内容	<p>企画部、健康福祉部、産業経済部、企業局</p> <p>(1) 県出資金及び出捐金 864,000,000円(県出資比率 88.7%)</p> <p>(2) 補助金 74,954,223円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県観光物産国際協会運営費補助金</li> <li>・群馬県多言語インフォメーションセンター運営事業費補助金</li> <li>・群馬県外国人未払医療費対策事業補助金</li> </ul> <p>(3) 負担金 17,710,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県観光物産国際協会事業負担金</li> <li>・全群馬近代こけしコンクール負担金</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	鐺川東部森林組合
監査年月日	令和元年10月8日



監査対象とした 財政的援助等の 内容	森林環境部 (1) 補助金 6,997,957円 ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県間伐総合対策事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県信用保証協会
監査年月日	令和元年10月8日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 204,221,532円 ・信用保証料補助金 (2) 損失補償 実行額 165,527,421円 残高 924,313,522円 ・小規模企業事業資金に係る損失補償 ・経営強化支援資金に係る損失補償 ・創業者・再チャレンジ支援資金に係る損失補償 ・セーフティネット資金に係る損失補償 ・中小企業災害復旧資金に係る損失補償 ・緊急経営改善資金に係る損失補償 ・経営サポート資金に係る損失補償 ・中小企業再生支援資金に係る損失補償 ・経営力強化アシスト資金に係る損失補償 ・中小企業パワーアップ資金(世界遺産登録要件)に係る損失補償 ・群馬デスティネーションキャンペーン支援資金に係る損失補償 ・群馬デスティネーションキャンペーン等支援資金に係る損失補償
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査年月日	令和元年10月9日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 200,000,000円(県出資比率 100.0%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県馬事公苑 指定管理料 18,667,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県高等学校体育連盟
監査年月日	令和元年10月9日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 補助金 29,607,804円 ・群馬県体育大会等振興費補助金 (体育大会等開催費補助、全国・関東大会等派遣)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人尾瀬保護財団
監査年月日	令和元年10月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	森林環境部 (1) 県出捐金 545,328,656円(県出資比率 35.1%)
監査の結果	(注意事項) 公益財団法人尾瀬保護財団嘱託職員取扱要綱第7条第6項の規定により、常勤嘱託職員には別に定める経験手当が支給されるとされ、公益財団法人尾瀬保護財団嘱託職員に支給する手当取扱要綱(以下「手当取扱要綱」という。)第5条第1項の規定により、経験手当は過年度の嘱託職員の職務経験に応じて支給するとされている。 当該団体は、平成30年4月23日から同年12月3日まで常勤嘱託職員1名を雇用していたが、手当取扱要綱で規定する職務経験が無いにもかかわらず、同年5月から11月まで経験手当36,572円を支給していた。

監査対象団体	特定非営利活動法人KFP友の会
監査年月日	令和元年10月10日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立観音山ファミリーパーク 指定管理料 65,443,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	上信電鉄株式会社
監査年月日	令和元年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 補助金 153,867,000円 ・群馬県上信線再生対策費補助金 (輸送対策事業費補助金、鉄道基盤設備維持費補助金) ・群馬県バス運行対策費補助金 ・群馬県ステーション整備事業補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	敷島パークマネジメントJV
監査年月日	令和元年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立敷島公園 指定管理料 200,850,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団
--------	--------------------

監査年月日	令和元年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部 (1) 県出捐金 100,000,000円(県出資比率 66.7%) (2) 補助金 93,988,073円 ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金 ・群馬県高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター)補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	前橋商工会議所
監査年月日	令和元年10月16日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 補助金 92,475,809円 ・群馬県小規模事業経営支援事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
監査年月日	令和元年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	森林環境部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 580,000,000円(県出資比率 100.0%) (2) 補助金 130,715,256円 (うち2,400,000円は令和元年度への繰越分) ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県森林・緑整備基金分収林保全管理事業補助金 ・群馬県林業再生緊急路網整備事業補助金 ・群馬県林業作業道総合整備事業補助金 ・群馬県森林整備担い手対策事業補助金 ・林業担い手育成確保対策事業補助金 ・群馬県林業労働力確保支援センター活動事業補助金 (3) 貸付金 新規貸付 0円 残高 488,651,952円 ・一般財団法人群馬県森林・緑整備基金分収林事業資金貸付金 (4) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立森林公園さくらの里 指定管理料 10,389,600円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	令和元年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円(県出資比率 53.9%) (2) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 95,580,000円 (利用料金制)

監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------	------------------------------

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	令和元年10月17日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 613,050,000円(県出資比率 80.3%) (2) 補助金 156,628,085円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 (中小企業経営資源強化対策事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補助金、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、海外展開支援事業費補助金) (3) 貸付金 新規貸付 0円 残高 5,160,000円 ・群馬県小規模企業者等設備導入資金貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県公立大学法人
監査年月日	令和元年11月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	総務部 (1) 県出資金 1,500,515,000円(県出資比率 100.0%) (2) 交付金 1,453,831,000円 ・群馬県公立大学法人運営費交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県防犯協会
監査年月日	令和元年11月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 84,160,000円(県出資比率 94.0%) (2) 補助金 3,500,000円 ・群馬県防犯協会活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## ◎監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

群馬県監査委員 丸山幸男

同 林 章  
同 中島 篤  
同 安孫子 哲

監査対象機関	西部森林環境事務所
監査結果の公表年月日	令和元年8月23日(群馬県報第9726号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第1項において、地域機関の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例第2条の規定に基づき、平成31年3月8日に4件の産業廃棄物収集運搬業許可申請書(以下「申請書」という。)の提出を受けたが、うち1件の申請書については証紙73,000円が貼付されておらず消印を押ししていないにもかかわらず、消印を押したものととして証紙消印実績簿に含めて計上し、これに基づき、証紙消印実績報告書を作成の上、主務課長に提出した。事務監査日(令和元年6月7日)現在においても、証紙が未貼付の状況であった。</p>
講じた措置	<p>証紙に消印を押ししていないにもかかわらず、誤って計上した73,000円については、令和2年2月6日付けで一般会計の廃棄物・リサイクル費(23節償還金利子及び割引料)から収入証紙特別会計の雑入(会計課)へ公金振替を行った。</p> <p>証紙の消印、証紙消印実績簿及び証紙消印実績報告書について、複数の職員による確認を徹底するなど、改めてチェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理を確保し、再発を防止することとした。</p>

監査対象機関	前橋土木事務所
監査結果の公表年月日	令和元年8月23日(群馬県報第9726号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県道路占用料徴収条例(以下「道路条例」という。)第3条第1項の規定により、占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとされている。</p> <p>当該機関は、道路条例に基づき、道路占用の許可を受けた者から道路占用料を徴収しているが、平成30年度継続分の道路占用料について、道路条例で規定する期限内に徴収(調定及び納入の通知)をしていなかった。</p>
講じた措置	<p>再発防止のため、今後は、関係法令を遵守し、確実に期限に間に合うように徴収をするよう所属内のチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。</p>

監査対象機関	藤岡森林事務所
監査結果の公表年月日	令和元年8月23日(群馬県報第9726号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県補助金等に関する規則(以下「規則」という。)第11条の規定において、補助事業者等は、当該年度の次の年度の5月31日まで(補助事業等が完了したときはその日から2月以内)に補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告書を知事に提出しなければならないこととされており、群馬県林道事業補助金交付要綱第9の規定において、補助事業者は、規則第11条の規定により、事業完了</p>

	<p>後速やかに実績報告書(別記様式第9号)を事務所に提出しなければならないこととされている。</p> <p>また、規則第7条第1項の規定において、規則第11条の規定により補助事業等の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、知事は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付することとされている。</p> <p>当該機関は、実績報告書に不備があったにもかかわらず、これを收受し、交付すべき補助金等の額の確定を行っていた。</p>
講じた措置	<p>当該不備があった補助事業者に対し、適正かつ適時の事務処理について改めて指導を行った。</p> <p>今後の再発防止に向けて、実績報告書に係る厳正な審査の組織的な実施と併せて、関係職員間の情報共有や補助事業者に対する技術指導等支援の実施についても、所属内で再確認し徹底することとした。</p>

監査対象機関	吾妻森林環境事務所
監査結果の公表年月日	令和元年8月23日(群馬県報第9726号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給料等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年12月10日に非常勤嘱託職員1名に支払った期末手当相当額から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税10,276円について、納付期限が平成31年1月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令和元年6月4日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。</p>
講じた措置	<p>事務監査終了後(令和元年6月4日)に延滞税及び今後の納付方法を所轄税務署に確認したところ、速やかに納付することにより延滞税は課税されないことが判明したことから、直ちに歳計外現金からの払出処理を行い、同月10日に所得税及び復興特別所得税の納付を完了した。</p> <p>今後の再発防止に向けて、担当者のスケジュール管理や複数の職員による歳計外現金の残額の確認を徹底することにより、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	中之条土木事務所
監査結果の公表年月日	令和元年8月23日(群馬県報第9726号)監査公表第2号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第5条において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県採石法関係手数料条例第2条の規定に基づき、岩石採取計画の認可申請に係る手数料52,000円を群馬県証紙により徴収すべきところ、収入印紙52,000円が貼付された申請書を收受し、平成30年5月22日に当該収入印紙に消印した上で、証紙消印実績簿に記載していた。</p>
講じた措置	<p>令和元年8月8日に申請者に収入印紙の貼付された申請書を返却し、同年9月11日に群馬県証紙52,000円が貼付された申請書が改めて提出されたため、証紙に消印し、証紙消印実績簿に記載した上で、当該手数料を所管する砂防課に証紙消印実績報告を行った。</p> <p>また、収入印紙に消印したことにより、誤って計上した52,000円については、令和元年9月27日付けで一般会計の砂防費(23節償還金利子及び割引料)から収入証紙特別会計の雑入(会計課)へ公金振替を行った。</p>

	再発防止を図るため、群馬県証紙の消印については、複数の職員により内容をチェックすることとした。
--	---

監査対象機関	医務課
監査結果の公表年月日	令和元年9月20日(群馬県報第9734号)監査公表第4号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第4項の規定により、交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手(以下「交付決定前着手」という。)することができるものとされている。また、同条第5項の規定により、補助事業者は、同条第4項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届をあらかじめ提出するものとされている。</p> <p>当該機関は、要綱に基づき、平成30年10月15日付で補助金の交付を決定し、平成31年3月7日付で補助金の額を確定したが、交付決定前着手届の提出を受けていないにもかかわらず、補助対象経費の中に、交付決定前に執行した事業経費が含まれていた。</p>
講じた措置	<p>補助事業の募集の際に、交付決定前着手届の周知を図ることとした。</p> <p>また、補助金の額の確定の際に、経理担当も含めて複数体制で確認し、不適切な支出があれば補助対象経費から除外する取扱いを徹底することとした。</p>

監査対象機関	建設企画課
監査結果の公表年月日	令和元年9月20日(群馬県報第9734号)監査公表第4号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第5条の規定において、証紙を貼り付けた申請書等の提出があったときは、証紙に消印を押し、歳入科目ごとに区分して証紙消印実績簿に記載しなければならないとされている。また、同規則第15条第2項の規定において、課長等は、毎月証紙消印実績簿及び前項の規定による証紙消印実績報告書に基づき、群馬県財務規則の定めるところにより歳入の調定を行い、公金振替依頼票を作成し、これを会計課長に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県解体工事業者登録手数料条例第2条及び群馬県浄化槽工事業者登録手数料条例第2条の規定に基づき、手数料分の群馬県証紙が貼付された解体工事業者登録申請書及び浄化槽工事業者登録申請書の提出を受けているが、平成30年4月26日及び同年5月31日に提出を受けた2件について、証紙消印実績簿に記載していなかった。</p> <p>その結果、誤った証紙消印実績簿に基づき、歳入の調定を行い、公金振替依頼票を作成し、これを会計課長に送付したため、登録手数料52,000円が事務監査日(令和元年7月16日)現在までに、県の一般会計の歳入になっていなかった。</p>
講じた措置	<p>歳入になっていなかった52,000円については、令和元年7月分の歳入として調定した。</p> <p>再発防止のため、証紙消印実績簿への記載漏れがあった解体工事業者登録及び浄化槽工事業者登録の申請処理にあたっては、受付時及び毎月の歳入調定時に、複数職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	文化財保護課
監査結果の公表年月日	令和元年9月20日(群馬県報第9734号)監査公表第4号

監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>地方自治法第210条において、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。また、群馬県財務規則第246条において、収入調定者は、県の有する債権と相手方の有する債権を相殺するときは、相殺額について公金振替をし、相殺した差額について収入又は支出の手続をしなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成30年4月13日付で締結した書籍委託販売契約において、委託販売に要する経費を手数料として、1冊あたり884円又は275円を相手方に支払うこととし、売上代金から当該手数料の総額を差し引いた後の額を収納していたが、当該手数料について歳出から歳入への振替処理を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>委託販売において、売上代金から手数料を差し引いて収納する場合には、当該手数料について歳出から歳入への振替処理を行うよう職員に周知するとともに、課内におけるチェック体制を強化し、適正な会計処理に努めることとした。</p>

◎監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、群馬県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

群馬県監査委員 丸山 幸男  
 同 林 章  
 同 中島 篤  
 同 安孫子 哲

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘事項又は意見の番号である。)

監査対象 全庁的課題

意見	改善措置
<p>1 債権管理条例の必要性についての検討                      (全庁的課題、14頁)</p> <p>債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められ、私債権の消滅時効期間が経過しても、債務者による時効の援用がない場合等は、原則として、議会の承認を受けなければ、債権を放棄できない。</p> <p>これに対して、他県では、債権管理条例を設けて、債権放棄について、指針と要件を明確化している事例がある。また、定型的に回収困難と認められる場合に、その他の法的手段をどの程度活用すべきかといった点を定めている都府県もあり、群馬県においても、債権管理条例の必要性について検討すべきである。</p>	<p>令和元年8月に、各債権管理担当課における実務上の課題や対応策に関する調査を実施した。</p> <p>調査結果を踏まえ、令和元年度中に債権管理条例を含めた今後の債権管理のあり方を決定する。</p>
<p>2 改正民法施行への対応                      (全庁的課題、17頁)</p> <p>令和2年4月1日施行の民法の改正は、制定以来の大きな改正であり、消滅時効の大幅な改正や、各種の契約に対する規律が変わり、経過措置が複雑であるなど、注意を要する項目が多岐にわたる。</p> <p>担当部署における課題の洗い出し、集約と対策立案が喫緊の課題であり、対応を早急に検討する必要がある。</p>	<p>令和元年5月に、条例・規則等所管所属に対して民法改正に伴う条例等の改正に関する点検を依頼した。</p> <p>また、令和元年度中に、民法改正に関する通知を全庁に発出し、債権管理が適切に行われるよう周知徹底を図る。</p>



監査対象 総務部総務課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 不服申立ての教示 (大学授業料、24頁) 納入通知及び督促に際して不服申立ての教示がされていない。不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、公債権であれば教示すべきである。</p>	<p>平成30年4月に公立大学法人化されたことにより、大学の授業料債権は公債権ではなくなったため、不服申立ての教示をする機会がない。</p>

意見	改善措置
<p>3 未収債権の督促手続のマニュアル化 (大学授業料、24頁) 平成15年度の外部監査での指摘事項として、入学金・授業料等(納付金)未入金の督促手続きについて、詳細にマニュアル化を進めるように指摘されていたところ、現在に至るまで、マニュアル化が進められていないため、今後、マニュアル化を進めるべきである。</p>	<p>平成30年4月に公立大学法人化され、大学の授業料収入は法人の自己収入となったため、法人に対して、意見を踏まえて今後適切な対応ができるようマニュアル化を検討するよう伝えた。</p>

監査対象 生活文化スポーツ部文化振興課

意見	改善措置
<p>4 消滅時効起算点の管理について (親権者に対する損害賠償請求権(館林美術館)、29頁) 当該債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であり、消滅時効の起算点は被害者である県が加害者及び損害を知った時点であるが、担当部署では当初調定において納期限と定めた日を消滅時効の起算点として誤って把握していた。 債権ごとに、債権の性質を意識して消滅時効の起算点を把握するようにするなど、消滅時効制度の周知徹底を図るべきである。</p>	<p>館林美術館においては、債権の種類に応じた適正な事務処理を行うよう、消滅時効制度を改めて確認した。 また、関連事項である意見2「改正民法施行への対応」と併せて消滅時効制度の周知徹底を図る。</p>
<p>5 遅延損害金の算定 (親権者に対する損害賠償請求権(館林美術館)、30頁) 当該債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権であり、不法行為に基づく損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく遅滞に陥る(最高裁昭和37年9月4日判決)。 現在、無資力又はこれに近い状態にある債務者の実情を踏まえて遅延損害金を請求しないとしても、遅延損害金が債権として発生している以上、債権として、適切な管理方法等を検討すべきである。</p>	<p>遅延損害金を算定の上、元の債権と併せて管理することとした。</p>
<p>6 債権放棄の検討 (親権者に対する損害賠償請求権(館林美術館)、30頁) 当該債権が発生してから10年以上が経過しているが、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行されたのは当初の債権総額のわずか0.13%に過ぎない。債権管理のための人件費等のコストを考慮すれば、債務者に生活保護受給証明書の提出を求めるなどした上で、速やかな債権放棄を検討すべきである。</p>	<p>令和元年度中に債務者の資力等を改めて確認し、回収が困難と認められた場合は、債権放棄に向けた手続を進める。</p>
<p>7 債権の徴収停止及び放棄 (行政財産使用料・光熱水費(自然史博物館)、使用料・光熱水費、34頁) 債務者である法人が未払金を残して撤退した後の平成21年4</p>	<p>債務者である法人が解散しており、事業再開の見込みがなく債権の回収は困難と考えられるため、令和元年度中に徴収停止及び債権放棄に向けた手続</p>

<p>月から本監査時点までの間に、債務者の取締役（債務者解散後は解散時の取締役）を79回訪問し、回収できたのはわずか10万円である。</p> <p>また、債務者は平成27年1月に解散し、事業再開の見込みはなく、差し押さえることができる財産もないことから、今後の管理コスト等を考慮し、徴収停止及び債権放棄の検討を行うべきである。</p>	を進める。
---	-------

監査対象 こども未来部児童福祉課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>2 未納者に対する指導の徹底 (児童福祉法第56条徴収金、51頁)</p> <p>児童相談所において、未納者に対して児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に沿った指導ができていない事例があった。</p> <p>同要領に則った指導が実施できるようにすべきであり、同要領を意識した実効的な納入指導体制を整えることが望ましい。</p>	<p>本事務に関する知識の早期定着を図るため、令和元年6月13日に新任者向けの学習会を実施した。</p> <p>また、同日開催の担当者会議において、本事務に関するマニュアルを令和元年度中に新たに作成することを決定した。</p>
<p>3 納入指導計画書の提出期限の遵守 (児童福祉法第56条徴収金、52頁)</p> <p>各児童相談所が児童福祉課に提出する「納入指導計画書」及び「納入指導強化月間報告書」について、東部児童相談所において児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた提出期限が守られていなかった。</p> <p>書面の提出は、定められた期限までに行うよう徹底すべきである。</p>	<p>実施要領に定められた期限について、これまでも各児童相談所へ通知を行っていたが、内容を見直すとともに、担当者へ改めて説明し、周知徹底を図った。</p> <p>現在は、全ての児童相談所で納入指導計画書の提出期限は守られている。</p>
<p>4 請求先が不明な債権の管理 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、68頁)</p> <p>借受人及び連帯保証人死亡、連帯借受人自己破産で、返済を依頼する相手がいるのかどうか不明なまま10年経過している債権が確認された。相手先が存在するか不明なまま放置するのは望ましくなく、相続関係を早急に確認の上、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、不納欠損処理すべきである。</p>	<p>借受人及び連帯保証人については、戸籍調査により相続人の存否を確認するとともに、相続放棄の申述の有無を確認する。また、連帯借受人については、自己破産による免責決定がなされているかどうかの確認を行う。</p> <p>これらの調査を令和元年9月までに完了させ、請求できる相続人等が確認できたものについては、当該相続人に対する請求手続を行い、相続放棄等により債権の承継がなされていないことが確認されたものについては、令和元年度中に不納欠損処理を行う。</p>

意見	改善措置
<p>8 不服申立ての教示 (児童扶養手当過払返納金、41頁)</p> <p>児童扶養手当資格喪失通知書及び支給停止通知書において不服申立ての教示をしているが、納入通知及び督促に際しては、不服申立ての教示がされていない。</p> <p>不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、公債権であれば教示すべきである。</p>	<p>今後発生する債権については、納入通知書の送付文において不服申立ての教示を行うこととした。</p>
<p>9 財産調査 (児童扶養手当過払返納金、41頁)</p> <p>債務者の資産、収入や支出の状況を聴取しておらず、支払能力や債権回収の見通しを把握できていない。</p>	<p>訪問の機会を捉え、債務者への聞き取りにより資産や収支の状況把握に努めることとした。</p>

<p>債権回収または不納欠損処理等の方針を決めるための参考となる情報となりうることから、財産調査に努めるべきである。</p>	
<p>1 0 相続人の調査 (児童扶養手当過払返納金、41頁) 債務者の相続人である子に対して請求するのみで、他に相続人がいるかどうか調査していない事例があった。相続人を完全に把握できないままでは適切な債権回収はできないため、債務者の相続人の調査をすべきである。</p>	<p>債務者の配偶者、子、父母及び兄弟姉妹(死亡している場合はその子)まで相続人の調査を行っている。</p>
<p>1 1 調定件数の捉え方の統一 (児童福祉法第56条徴収金、52頁) 当該債権に関する調定の実施方法について、児童相談所ごとに取扱いが若干異なっており、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響することが考えられる。管轄が異なるだけで、調定方法に差異が生ずることは妥当ではないため、統一すべきである。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、調定件数の捉え方など調定の実施方法を統一する方針を確認した。今後検討を進め、令和元年度中に調定の実施方法について統一を図る。</p>
<p>1 2 時効消滅していない債権の発生時の資料 (児童福祉法第56条徴収金、53頁) 時効消滅していない債権の決定書の写しや決定書作成時の起案用紙等について、中央児童相談所及び東部児童相談所では、5年間を超えるものが保存されていなかった。 文書管理規程上、会計に関する資料の保存期間は5年間であるが、債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料は全て残しておくべきである。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、未収債権の発生に係る書類については保存年限にかかわらず、各児童相談所において延長する方針を決定した。</p>
<p>1 3 債務者の市町村民税額調査 (児童福祉法第56条徴収金、53頁) 「負担能力の認定」にあたっては、債務者の市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては調査が行われていなかった。 児童福祉法第56条第4項には、当該債権の「費用の徴収」に関して、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。 市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止の判断にあたっても非常に有用であり、調査を実施すべきである。</p>	<p>債務者の市町村民税額調査については、関連事項である意見15「徴収停止及び執行停止の検討」における改善措置の実施状況を勘案しつつ検討を進め、令和元年度中に実施のため関係規定を整備する。</p>
<p>1 4 分任出納員の任命 (児童福祉法第56条徴収金、54頁) 財務規則第53条第2項の規定により、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている。 西部児童相談所及び東部児童相談所では、債権管理体制の充実を図るため、地方自治法第171条第4項の規定により、担当児童福祉司を分任出納員として任命しているが、中央児童相談所では任命していないため、債務者宅を訪問した担当児童福祉司が弁済を受けることができない。 また、取扱いが統一されていないことに合理性はないため、中央児童相談所においても、児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。</p>	<p>令和元年5月31日に中央児童相談所において、家庭支援係及び施設里親支援係の児童福祉司を分任出納員として任命した。</p>
<p>1 5 徴収停止及び執行停止の検討 (児童福祉法第56条徴収金、55頁) 当該債権の徴収に関して、徴収停止や執行停止が実施された事例は確認できなかった。 生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、徴収停止及び執行停止の実施に向けて、対象とする事例の要件や実務上の課題を整理した上で検討する方針を決定した。</p>

<p>件該当性を検討の上、積極的に徴収停止や執行停止の実施を行うべきである。</p>	
<p>16 債権管理方法 (児童福祉法第56条徴収金、55頁) 中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面で催告等を行っているところ、西部児童相談所では加えて訪問も行き、児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけるなど、他の2所に比べて充実した債権管理を行っている。 ただし、西部児童相談所の債権管理方法についても催告の頻度・方法を含め、十分とはいえないため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化等により、債権管理体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に加え、本事務に関する債権管理方法のマニュアルを令和元年度中に作成することを決定した。</p>
<p>17 時効完成後の管理 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、68頁) 時効完成後も債権の管理を外部委託に出したまま、あるいは、保健福祉事務所が直接管理し、積極的に債権回収や不納欠損処理をしないまま管理が長期化する事例が散見された。時効が完成しても、援用がなされなければ債権回収は可能ではあるが、時効が完成するまで何ら返済が行われなかった債権であり、返済の可能性は極めて低い。 外部委託で管理している場合は、2～3年程度進展が見られないようであれば、直接管理に戻し、今後の対応を協議するなどの積極的な対応が望ましい。また、直接管理している場合についても同様に、担当課と相談の上、今後の対応を協議することが望ましい。</p>	<p>外部委託で管理している債権について、定期的に交渉の有無等について管理を行う。状況に進展が見られないものについては、適宜担当課と協議を行い、直接管理の上、生活状況調査を行うなど、積極的な対応を行い、要件に該当すれば不納欠損処理を実施する。 また、事務所で直接管理している債権においても、担当課と協議を行い、外部委託に切り替えるなど、積極的な債権回収を推進する。</p>
<p>18 要件該当性の判断の円滑化 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、70頁) 借受人の資格の要件は、群馬県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条に定められているが、同条第2号の規定により、類似の貸付金を借り受けている場合は要件に該当しないのが原則である。 現状、類似の貸付金かどうかの判断を都度行っていることから、予め予想ができる類似の貸付金はリスト化するなどして円滑に判断すべきである。</p>	<p>各保健福祉事務所の相談事例を取りまとめ、貸付金の使途ごとに検索できるような仕組みを作る。</p>
<p>19 借用書の写しの交付 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、70頁) 借受人には貸付決定通知書は手元に残るが、借用書は残らない。借用書は貸付けの内容が記載され、償還を約束する権利関係の基本的な書面であることから、写しを交付して償還を意識してもらうように努めるべきである。</p>	<p>令和元年度から、貸付時に借受人に対し、借用書・誓約書の写しを交付することとした。</p>
<p>20 不納欠損処理を視野に入れた滞納者の状況調査 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、70頁) 太田保健福祉事務所では収入未済額が県内で突出して多いが、不納欠損処理を視野に入れた滞納者の状況調査が進んでいない。調査が進めば、不納欠損に該当する債権がある可能性が高いため、調査を迅速に進められるよう対応を検討すべきである。</p>	<p>係体制を整え、不納欠損を視野に入れた滞納者の状況調査(戸籍調査、訪問調査等)を行うこととした。</p>
<p>21 組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討 (母子父子寡婦福祉資金貸付金、70頁) 太田保健福祉事務所では収入未済額が県内で突出して多いが、一律で各保健福祉事務所に担当者1名、相談員1名しかいないため、滞納者に対する状況調査に時間を要している。適正な債権管理のために組織内の体制の見直しもしくは人員の増員等を検討すべきである。</p>	<p>組織内の体制の見直しを行い、他業務を他係へ移管し、係として貸付金業務に取り組む体制を整えた。</p>

監査対象 健康福祉部健康福祉課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>5 徴収活動状況記録票の記載 (生活保護返還金・徴収金、79頁) 同居家族の交通事故の示談金を返還請求している事例において、徴収活動状況記録票に「事故当時、同居家族であったか、当時のケース記録がなく、確認できない」と記載され、担当者から上席者まで5名の押印がなされているが、ケース記録には、4回の訪問記録があり、当時同居していたと思われる記録が確認できた。 担当者は事実を確認して実務に当たるとともに、上席者は事実が不明確なまま実務を進めることのないよう指導すべきである。また、後任者が分かりやすいように、徴収活動状況記録票に記載する必要がある。</p>	<p>徴収活動状況記録票の記載について、訪問時の状況の記録を徹底するとともに、管理職を含めた組織的な確認体制を整備した。</p>

意見	改善措置
<p>22 生活保護法第63条に基づく費用金額の算出 (生活保護返還金・徴収金、80頁) 富岡保健福祉事務所において、交通事故の示談金からではなく、保護費から病院への交通費を差し引いて、費用の返還金額を算出した事例があった。交通費は自立のための金額とは考えにくいいため、差し引く必要はないと考える。</p>	<p>富岡保健福祉事務所内において、収入認定控除について認識の統一を図るとともに、返還金額の決定に当たっては、ケース診断会議で慎重に議論し、返還金額の適正な決定を行うことを徹底することとした。</p>
<p>23 徴収活動状況記録票の記載 (生活保護返還金・徴収金、80頁) 富岡保健福祉事務所において、徴収活動状況記録票の記載が2年半近くない事例があった。徴収活動を実施できない理由等がある場合は、その経緯を記載しておくべきである。</p>	<p>徴収活動を実施できない理由等がある場合は、経緯の記載を徹底するとともに、記録票の管理を徹底することとした。</p>
<p>24 生活保護法第78条に基づく徴収金額の算定 (生活保護返還金・徴収金、81頁) 生活保護法第78条に基づく徴収金額を算定するにあたり、債務者からの事情聴取だけでなく、債務者の主張する内容に客観的な裏付けがあるのか否かを厳格に判断すべきであり、客観的な根拠が確認できない場合には、徴収金の額を安易に減額すべきではない。</p>	<p>挙証資料の徴収を確実に実施し、給与証明等に基づきケース診断会議において徴収金額を決定することとした。</p>
<p>25 徴収活動状況記録票への記載 (生活保護返還金・徴収金、81頁) 徴収活動状況記録票について、平成27年4月以降の記録がないものが1件、平成29年6月や8月以降の記録がないものが数件確認された。 群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第6に基づき、通信・面談等を実施した際には、状況等を徴収活動状況記録票へ記録すべきであり、記載漏れを防止する体制作りが必要である。</p>	<p>事務処理要領に基づき、通信・面談等の実施記録及び記録票の管理を徹底することとした。</p>
<p>26 債務者に対する催告等に関する体制作り (生活保護返還金・徴収金、82頁) 館林保健福祉事務所において、他業務を兼務する債権管理担当者1名が200件を超える債務者に対して催告等を行っている状況であるため、全ての債務者に対して年2回以上の催告等を行うことができていない。</p>	<p>ケース記録において返還対象者を明確化すること、また、ケース訪問時における催促等や債権管理台帳への記録を行う体制を整えるなど、ケースワーカーとの連携体制の見直しを行い、要領に基づいた取扱いを徹底することとした。</p>

<p>群馬県生活保護費等返還金等に係る事務処理要領第5第1項によれば、債務者に対して、少なくとも年2回以上催告を行うこととされていることから、債務者に対して年2回以上催告等を行うことができる体制作りを行うべきである。</p>	<p>した。</p>
<p>27 債務者の相続人の調査 (生活保護返還金・徴収金、82頁) 吾妻保健福祉事務所において、債務の承継者の有無の確認及び債務承継人の特定が行われていない事例があった。 兄弟を含め相続人となる可能性がある者全員について、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、相続放棄の申述の有無の照会を行い(家事事件手続法第201条第1項、民法第883条)、債務の承継者の有無の確認・債務承継人の特定を行うべきである。</p>	<p>相続人となる可能性がある者全員について、管轄裁判所宛て照会を行い、債務の承継者の有無を確認し、債務承継人を特定の上、催告を行った。 同様の事例が発生した場合は、裁判所への照会を徹底し、債務の承継者の有無の確認・債務承継人の特定を行うこととした。</p>
<p>28 収入未済額を増大させないための対策 (生活保護返還金・徴収金、83頁) 吾妻保健福祉事務所において、不正受給が発覚して保護廃止決定がなされた元被保護者に対する債権が大幅に増大している事例があった。収入未済額の増大を防止するため、返還金及び徴収金の事前説明の強化、被保護者の申告義務違反に対する厳正な対処、同種事例における保護廃止決定の判断の早期化を図るべきである。</p>	<p>事前に被保護者に対して、制度説明を徹底することとした。 また、当該事例のように悪質と認められる事例を把握したときは、生活保護法第62条第3項に基づく保護の廃止の措置をとることも含めてケース診断会議で検討し、速やかに、かつ厳正に対処する。</p>
<p>29 遊休不動産を有する被保護者に対する返還金の回収手段 (生活保護返還金・徴収金、84頁) 担保に供されていない不動産を多数有する債務者に対する生活保護法第63条返還金については、裁判手続も活用して回収を図るようにするべきである。</p>	<p>同様の事例においては、ケース診断会議を開催し、関係所属とも連携して裁判手続の活用も検討することとした。</p>

監査対象 健康福祉部医務課

<p>監査結果&lt;指摘事項&gt;</p>	<p>改善措置</p>
<p>6 貸付金の返還義務が生じている者について長年調定を行っていない問題 (看護師等修学資金返還金、92頁) 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例第7条の規定により、修学資金の返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、一定の期間内に返還する義務が生じることから、返還の始期及び終期は明確である。 しかし、現状では、同条例施行規則第11条第2項に基づく返還計画書が未提出又は記載事項に不備があるなどの場合には調定を行わない運用となっているため、適切な時期に調定を行うように事務手続きを改善する必要がある。</p>	<p>令和元年6月、返還計画書が未提出となっている返還義務者に対し、一括返還の調定を行った。 今後は、就業状況届や返還計画書等の届出義務を怠る者に対して年度当初に催告を実施し、催告後も反応を示さない場合は条例で定めた期間以内に返還するよう調定を行うこととした。 また、条例及び施行規則の改正を行い、返還計画書を廃止し、借用証書の誓約内容に基づき調定を行うことで、返還計画書の未提出等を理由とした事務処理の遅滞を防止することとした。</p>
<p>7 消滅時効の起算点の適切な管理 (看護師等修学資金返還金、93頁) 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により、修学資金の返還方法は月賦均等払であることから、月毎に調定を行い、納期限までに納入されない場合には、調定毎に督促状を発付することになるため、消滅時効の起算点は、調定毎に1か月単位でずれることになる。 しかし、現状では、最終の調定の納期限を、貸与した金額全体の消滅時効の起算点として捉えていることから、調定期間によっては、消滅時効期間がすでに経過している金額が存在することとなる。</p>	<p>消滅時効の起算点に関する従前の認識を改め、調定月ごとに時効の起算点を管理することとした。 各債務者の月ごとの納入状況については個々の台帳を作成し、所属内で共有を図っている。</p>

現在の消滅時効の起算点の考え方は不適切であるため、速やかに取扱いを改めることが必要である。

意見	改善措置
<p>30 保証人の保証意思の確認方法 (看護師等修学資金返還金、93頁) 修学資金を貸与する際の連帯保証人の保証意思の確認手段として、修学資金借用証書に連帯保証人の実印を押させた上で、印鑑証明書の添付を求めるべきである。</p>	<p>施行規則の改正を行い、貸与申請時及び連帯保証人変更時の印鑑証明書の提出及び借用証書への実印押印を義務付けることとした。</p>
<p>31 債権の回収事務のマニュアル化 (看護師等修学資金返還金、94頁) 現状では、債権管理担当者によって催告の実施方法等が異なっている。 人事異動等により、定期的に債権管理担当者が変わることを踏まえると、継続的、効果的な債権の回収事務を行うためには、債務者や連帯保証人に対する催告の時期・頻度・方法、債務者や連帯保証人が死亡した場合の相続人調査の実施方法等についてマニュアル化を進め、債権管理担当者が変わった場合でも、債権の回収事務が進められるように準備しておくべきである。</p>	<p>令和元年度中に債権の回収事務に関するマニュアルを作成する。</p>
<p>32 債務者が死亡しているケースにおける債務者の相続人の確定と主債務の時効中断 (看護師等修学資金返還金、95頁) 債務者が死亡した場合に、相続人への請求を行わず、連帯保証人から一部納付を受けたとしても、債務者本人の主債務の消滅時効は中断しないため、相続人に対しても請求を行い、主債務の消滅時効の中断措置を採ることが必要である。</p>	<p>債務者が死亡しているケースについて、相続人調査(戸籍謄本の徴収等)を実施し、相続人に対して請求を行うことで主債務の消滅時効の中断を図った。</p>

監査対象 健康福祉部介護高齢課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>8 貸付金の返還義務が生じている者に対し長年調定を行っていない問題 (介護福祉士修学資金返還金、99頁) 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則第13条第2項に基づく修学資金返還計画書が提出されないまま、県からの催告に本人からの応答がなく、貸与してから10年以上が経過し、時効期間が経過した事例があった。 貸付金の返還義務が生じている者について、定められた期間内に完納となるように、調定を行い、返還請求する必要がある。</p>	<p>貸付金の返還の要否を確認するため、貸付を行った修学生に介護業務への就業状況等に関する調査を実施し、返還義務が生じる者については、令和元年度中に調定を行う。退学者等の群馬県介護福祉士修学資金貸与条例第9条で定める返還事由に該当する者については、当該調査への回答の有無に関わらず、令和元年度中に全額調定を行う。</p>

意見	改善措置
<p>33 修学資金貸与契約書と修学資金返還計画書の氏名及び筆跡 (介護福祉士修学資金返還金、99頁) 修学資金返還計画書の修学生及び連帯保証人2名の筆跡が同一人物の筆跡と思われ、また、同計画書及び貸与時の契約書に記載された連帯保証人の氏名(漢字)と筆跡がそれぞれ異なる事例があった。 修学資金返還計画書を受け取った際には、本人及び連帯保証人の筆跡を確認する必要がある。</p>	<p>これまでも猶予決定や返還計画承認等の際、貸与者に加え、連帯保証人にも通知して周知・確認を図っているが、返還計画書が提出されたときには氏名や筆跡の確認を徹底し、疑義がある場合には、必ず貸与者に確認することとした。</p>

<p>34 修学資金返還金額の貸与者への通知 (介護福祉士修学資金返還金、99頁) 修学資金返還計画書の提出を求める際、記載事項として県が示した返還額に誤りがあり、書類の再提出を依頼したものの、その後再提出されない事例があった。 貸与者に返還金額を示す際には、金額に誤りがないよう、内部統制の充実を図るべきである。</p>	<p>返還金額の算出に関しては誤りのないよう複数人で入念に確認した上で、貸与者宛て通知することとした。</p>
<p>35 債務者の問合せに対応していない事例 (介護福祉士修学資金返還金、100頁) 在職期間証明書が提出できない代わりに、年金加入歴の写しでもよいかと問い合わせがあり、県で対応を検討するとしながら対応されていない。 早急に対応を協議し、修学生に回答すべきである。</p>	<p>貸与者から問合せがあり、対応について検討が必要と判断したものであっても、1か月以内に回答を行うこととした。</p>
<p>36 書類送付後等のフォロー (介護福祉士修学資金返還金、100頁) 適時に連絡を取り、フォロー等をしていれば、違った結果となった可能性がある事例が9件検出された。 書類がなかなか返送されないようであれば、電話で連絡するなどして、貸与者が失念することのないようフォローし、書類の提出に努める必要がある。</p>	<p>書類送付時には、期限を明確に設けて必要書類の提出を促している。送付後、期限を経過しても提出がない場合には、提出期限から1か月以内に貸与者へ連絡することとした。</p>
<p>37 退学あるいは離職後、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例 (介護福祉士修学資金返還金、101頁) 修学資金返還計画書の提出を依頼する際、通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事案が5件検出された。 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則では、返還の理由が生じた日から15日以内に修学資金返還計画書を提出することとされており、また同計画書は調定に必要な書類であることから、早急な対応が求められる。</p>	<p>修学資金返還計画書の提出を求める際には通知等を送付しているが、提出がない者については、電話や家庭訪問等により状況確認を行うことで早期提出を求めることとした。</p>
<p>38 時効期間の経過前になすべき措置 (介護福祉士修学資金返還金、101頁) 除籍から時効期間の経過まで、債権回収の活動記録がなく、催告通知等の送付以外に本人と連絡を取った記録がない事例があった。 時効期間経過前にどのような措置を採ったのか明らかにし、長年応答がない修学生に対して時効中断(更新)措置を採るよう尽力すべきである。</p>	<p>返還事由に該当する者に対しては、電話や家庭訪問等により状況確認を行い、納入に関する個別相談に応じることとした。 長年応答がない者に対しては、督促等により時効中断の措置を行うとともに、経過記録を記録簿に残すこととした。</p>

監査対象 健康福祉部保健予防課

意見	改善措置
<p>39 時効中断 (特定疾患医療給付に係る返還金、105頁) 同一債権者に対する2つの債権について、配当金を比例<sup>あん</sup>分<sup>し</sup>て充当しなかったことにより、時効の援用により時効が完成し、不納欠損<sup>あん</sup>処理を行った事例があった。 比例<sup>あん</sup>分<sup>し</sup>により配当金が入金された場合、同一債務者(破産者)に対する複数の債権を有していたのであれば、比例<sup>あん</sup>分<sup>し</sup>により充当し、各債権の時効を中断させるべきである。</p>	<p>同様の事例が発生した場合には、各債権の時効を中断するよう<sup>あん</sup>、入金された配当金については比例<sup>あん</sup>分<sup>し</sup>により充当することとした。</p>

監査対象 健康福祉部障害政策課

監査結果<指摘事項>	改善措置
------------	------



<p>9 未納者に対する指導の徹底 (心身障害児(者)措置費、127頁) 児童相談所において、未納者に対して児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に沿った指導ができていない事例があった。 同要領に則った指導が実施できるようにすべきであり、同要領の精査・見直しを通じてより実務に即した事務マニュアルを再検討の上、負担金事務担当者のみならず担当児童福祉司にも重点的に周知することで実効的な指導体制を整えることが望ましい。</p>	<p>本事務に関する知識の早期定着を図るため、令和元年6月13日に新任者向けの学習会を実施した。  また、同日開催の担当者会議において、本事務に関するマニュアルを令和元年度中に新たに作成することを決定した。</p>
<p>10 納入指導計画書の提出期限の遵守 (心身障害児(者)措置費、128頁) 各児童相談所が児童福祉課に提出する「納入指導計画書」及び「納入指導強化月間報告書」について、東部児童相談所において児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に定められた提出期限が守られていなかった。 書面の提出は、定められた期限までに行うよう徹底すべきである。</p>	<p>実施要領に定められた期限について、これまでも各児童相談所へ通知を行っていたが、内容を見直すとともに担当者へ改めて説明し、周知徹底を図った。 現在は、全ての児童相談所で納入指導計画書の提出期限は守られている。</p>

意見	改善措置
<p>40 収入未済額の処理 (補装具費、109頁) 当該債権の収入未済2件は金額が少額であり、また、平成24年度以降、新規の債権は県の管理から外れていることから、早急に相続人を特定し、請求できる者がいるならば請求し、相続放棄等により相続人が存在しないならば、不納欠損処理すべきである。</p>	<p>令和元年度中に相続人の特定作業を進め、相続人に請求できるか、または、不納欠損処理すべきかを検討し、必要な対応を行う。</p>
<p>41 扶養義務者(相続人)の財産調査 (障害児福祉手当返還金、117頁) 扶養義務者の財産調査として、認定時の収入に関する資料入手と各年度の市民税の課税所得の確認のみならず、扶養義務者(相続人)の確定申告書や決算書、名寄帳等の入手を試みた上で、財産及び収入に関する相続人の言い分の真偽を確かめながら、回収の方法を探ることが望ましい。</p>	<p>今後同様の事例が発生した場合には、扶養義務者に対して、申告に基づく財産調査だけではなく、確定申告や決算書等の任意の提出を求め、調査を実施することとした。</p>
<p>42 扶養義務者以外の相続人の調査 (障害児福祉手当返還金、118頁) 渋川保健福祉事務所及び太田保健福祉事務所において、扶養義務者以外の相続人に対する調査及び請求が不十分である事例があった。 債務者が死亡した場合、債務は分割相続されるため、相続関係の正確な調査をして相続人を全て洗い出さなければ、一部請求しかできないことになりかねない。扶養義務者以外の相続人についても調査すべきである。</p>	<p>今後同様の事例が発生した場合には、届けられている扶養義務者以外の相続人の状況、財産状況等を確認することとした。</p>
<p>43 異動状況調査 (障害児福祉手当返還金、118頁) 異動状況調査を実効的にするため、住民基本台帳の照合による異動状況の確認について、電話による回答ではなく、例えば照合年月日及び照合した担当者の氏名の回答を書面で求めるべきである。</p>	<p>監査対象となった事務所では、既に書面での提出となっているが、他の事務所においても町村から書面等による提出を求めるよう徹底した。</p>
<p>44 時効中断措置 (障害児福祉手当返還金、118頁) 時効中断措置を採ることなく時効により不納欠損処理した債権</p>	<p>同様の事例が発生した場合は、口頭で返還を求めるだけではなく、書面による返還計画書(債務承認書)を作成</p>

<p>が確認された。時効完成が近づいた場合には、債務者を訪問の上、債務承認書の作成を求めて時効中断措置を採るべきである。</p>	<p>し、債務者に署名を求めることで時効中断措置を採ることとした。</p>
<p>45 不服申立ての教示 (障害児福祉手当返還金、119頁) 障害児福祉手当資格喪失通知書及び支給停止通知書において不服申立ての教示をしているが、納入通知及び督促に際しては、不服申立ての教示がされていない。 不服申立ての教示は住民が行政処分を争う機会があることを示すものであり、公債権であれば教示すべきである。</p>	<p>同様の事例が発生した場合は、受給資格喪失通知書及び支給停止通知書において不服申立ての教示をするだけでなく、納入通知及び督促に際しても、文書で不服申立ての教示を行うこととした。</p>
<p>46 調定件数の捉え方の統一 (心身障害児(者)措置費、129頁) 当該債権に関する調定の実施方法について、児童相談所ごとに取扱いが若干異なっており、時効中断の効果が及ぶ範囲に影響することが考えられる。管轄が異なるだけで、調定方法に差異が生ずることは妥当ではないため、統一すべきである。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、調定件数の捉え方など調定の実施方法を統一する方針を確認した。今後検討を進め、令和元年度中に調定の実施方法について統一を図る。</p>
<p>47 時効消滅していない債権の発生時の資料 (心身障害児(者)措置費、129頁) 時効消滅していない債権の決定書の写しや決定書作成時の起案用紙等について、中央児童相談所及び東部児童相談所では、5年間を超えるものが保存されていなかった。 文書管理規程上、会計に関する資料の保存期間は5年間であるが、債権の全てが消滅するまでは、債権発生時の資料は全て残しておくべきである。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、未収債権の発生に係る書類については保存年限にかかわらず、各児童相談所において延長する方針を決定した。</p>
<p>48 債務者の市町村民税額調査 (心身障害児(者)措置費、130頁) 「負担能力の認定」にあたっては、債務者の市町村民税額の調査が行われているが、「費用の徴収」にあたっては調査が行われていなかった。 児童福祉法第56条第4項には、当該債権の「費用の徴収」に関して、必要があると認めるときは、債務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めることができる旨定められている。 市町村の税務事務関係課から回答が得られない懸念はあるが、市町村民税額の調査によって債務者の経済状況を把握することは、執行停止の判断に当たっても非常に有用であり、調査を実施すべきである。</p>	<p>債務者の市町村民税額調査については関連事項である意見50「徴収停止及び執行停止の検討」における改善措置の実施状況を勘案しつつ検討を進め、令和元年度中に実施のため関係規定を整備する。</p>
<p>49 分任出納員の任命 (心身障害児(者)措置費、130頁) 財務規則第53条第2項の規定により、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている。 西部児童相談所及び東部児童相談所では、債権管理体制の充実を図るため、地方自治法第171条第4項の規定により、担当児童福祉司を分任出納員として任命しているが、中央児童相談所では任命していないため、債務者宅を訪問した担当児童福祉司が弁済を受けることができない。 また、取扱いが統一されていないことに合理性はないため、中央児童相談所においても、児童福祉司を分任出納員として任命し、当該債権の管理体制の充実を図るべきである。</p>	<p>令和元年5月31日に中央児童相談所においても、家庭支援係及び施設里親支援係の児童福祉司を分任出納員として任命した。</p>
<p>50 徴収の停止及び執行停止の検討 (心身障害児(者)措置費、131頁) 当該債権の徴収に関して、徴収停止や執行停止が実施された事例は確認できなかった。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、徴収停止及び執行停止の実施に向けて、対象とする事例の要件や実務上の課題を整理した</p>

<p>生活が困窮していると認められる債務者について、特に、債務者から生活保護受給証明書が提出されているような場合には、要件該当性を検討の上、積極的に徴収停止や執行停止の実施を行うべきである。</p>	<p>上で、検討する方針を決定した。</p>
<p>5 1 債権管理方法 (心身障害児(者)措置費、132頁) 中央児童相談所及び東部児童相談所では主に書面で催告等を行っているところ、西部児童相談所では加えて訪問も行い、児童福祉司が積極的に債務者に対して債務の支払を呼びかけるなど、他の2所に比べて充実した債権管理を行っている。 ただし、西部児童相談所の債権管理方法についても催告の頻度・方法を含め、十分とはいえないため、時限付きの債権管理担当職員の配置や業務プロセス及びノウハウのマニュアル化等により、債権管理体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>令和元年6月13日に開催した本事務担当者会議において、児童福祉法第56条費用徴収事務納入指導実施要領に加え、本事務に関する債権管理方法のマニュアルを令和元年度中に作成することを決定した。</p>
<p>5 2 徴収簿及び滞納督促記録の管理 (施設設備の修繕費用等、施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、138頁) 徴収簿には債権の残高及び入金額が記載されているが、滞納の原因や過去の債務者との交渉記録は滞納督促記録に記載されており、別で管理されている。情報共有や人事異動における引継ぎの円滑化を図るためにも、徴収簿に債務者との過去の交渉記録を残すべきである。</p>	<p>令和元年度中に徴収簿と滞納督促記録を統合し、債務者ごとに情報を集約した形で台帳化を実施する。</p>
<p>5 3 延滞発生後の債務者の財産調査 (施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、138頁) 現状、債務者の財産調査を実施していない。債権の回収可能性、有効な手段の有無等に関する適切な判断を行うために、債務者の財産調査を実施すべきである。</p>	<p>令和元年度上期で債権者の収入、資産状況等、市町村への調査方法について検討を行い、下期で債務者の財産調査を実施する。</p>
<p>5 4 債務者の近況把握 (施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、138頁) 債権回収には、債務者の最新の情報を把握する必要があるため、電話連絡だけでなく、債務者を訪問し、債務者との面談も定期的に変更すべきである。</p>	<p>保護者の来所時に面接を実施しているが、加えて、家庭訪問についても令和元年度中に定期的に変更することとした。</p>
<p>5 5 債務者との連絡 (施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、138頁) 債務者と長期にわたり連絡が取れていない事例があった。当該債権においては、連帯保証人がついておらず、債務者本人からの返済しか望めない。債務者が所在不明となることを未然に防ぐため、定期的に連絡を取るよう必要がある。</p>	<p>債務者の状況確認のため、定期的な連絡を令和元年度中に実施することとした。</p>
<p>5 6 文書の保存期間 (施設入所特定費用、施設入所利用者負担金、138頁) 当該債権の関連書類は文書管理規程上の保存期間5年の文書に該当するため、保存期間が経過し廃棄されている書類があった。時効が完成していない債権に関する書類は、訴訟等になった場合に証拠書類等になる可能性があるため、保存期間を見直すべきである。</p>	<p>債権管理に関する書類については保存年限にかかわらず、債権消滅となるまで適切に管理するよう平成30年度中に対応した。</p>
<p>5 7 給与の支給時期 (嘱託職員報酬返納金、139頁) 当該債権が発生した原因は、職員の給与の支払いが当月末締め当月21日払い、すなわち、当月21日に月末分の給与を前払いする取扱いにある。 給与の前払いをやめて、例えば20日締めの25日払い等に給与の計算方法を変更することも必要である。</p>	<p>令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度への移行にあわせて、翌月10日を支給日とした(条例制定済み)。</p>

監査対象 森林環境部林業振興課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 1 破産免責許可決定となった債務者に対する貸付債権に関する債権放棄 (林業・木材産業改善資金等、154頁) 債務者が破産、免責許可決定した後も債務者から弁済を受けている事例があった。 債務者が破産、免責許可決定となっている場合は、速やかに債権放棄等を行うべきである。</p>	<p>債務者が破産、免責決定した場合は、破産免責制度の趣旨や債権保全の観点から、債務者への請求は行わず、連帯保証人への請求に切り替える等の取扱いを徹底する。</p>
<p>1 2 林業後継者等特別対策資金貸付金管理台帳の作成 (林業・木材産業改善資金等、155頁) 群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領第11の規定により、林業振興課及び群馬県森林組合連合会は林業後継者等特別対策資金貸付金台帳を作成し、償還状況等を明確に記録すべきである。あるいは現在の運用状況に合わせ、事務取扱要領を改正すべきである。</p>	<p>群馬県林業後継者等特別対策資金事務取扱要領第11で定める管理台帳の作成については、従前から県森林組合連合会に対する事務委託契約書で定める貸付金管理カードを作成することで代える運用を行っている。 貸付金管理カードは管理台帳の様式に準じて作成されていることから、現在の運用状況に併せて事務取扱要領を改正する。</p>

意見	改善措置
<p>5 8 県森林組合連合会の定期報告 (林業・木材産業改善資金等、156頁) 県は県森林組合連合会との間で、林業・木材産業改善資金及び林業後継者等特別対策資金に関して業務委託契約を締結し、債権保全(回収)業務を委託をしている。 しかし、債権管理等の最終責任は県にあることから、県森林組合連合会から定期的に実施状況について報告を求め、指導監督する責任がある。 現状では、県森林組合連合会に対して、催告業務の状況等について報告を求めているため、定期的に報告を受け、適切な債権保全(回収)業務が行われるように改善していく必要がある。</p>	<p>債権管理等の最終責任が県にあることを踏まえ、適切な債権保全(回収)業務が行われるよう、委託先である県森林組合連合会から、催告業務の状況等について定期的に報告を受けることとする。</p>
<p>5 9 貸付債権の時効管理の方法 (林業・木材産業改善資金等、156頁) 時効中断事由である一部納入(日)と分納誓約書の徴求(日)について、管理されている複数の表を確認しなければ、時効の起算点が把握できない状況であるが、一つの表で時効の管理を行うことで、リスク低減につながる。 また、連帯保証人からのみ一部納入を受けている事例や主債務者の相続人に対して請求を行っていない事例があったが、いずれも時効を中断する効力はなく、将来的に主債務の消滅時効を援用されるリスクがあることから、主債務の時効中断を図ることにしても留意をする必要がある。</p>	<p>時効中断事由である一部納入(日)と分納誓約書の徴求(日)等について、時効の管理方法を見直し、リスク低減を図る。 連帯保証人からのみ一部納入を受けている事例や主債務者の相続人に対して請求を行っていないケースについては、主債務者やその相続人について調査を行い主債務の時効中断を図るよう留意する。</p>
<p>6 0 債権回収が困難な場合の対応方針 (林業・木材産業改善資金等、157頁) 債務者が生活保護受給者となった後も債権回収を継続し、納入が滞っている事例があった。通常、生活保護受給者には資力、返済能力がないと考えられることから、債務者の生活再建及び費用対効果の点から、債権回収が困難であると判断される場合の対応方針を検討することが必要である。</p>	<p>延滞が発生した場合は、面談による事情聴取、連帯保証人への請求等により、延滞の早期解消及び債権保全に努める。特に債務者が生活保護受給者となった場合等、債務者から弁済を受けることが困難とされる場合は、連帯保証人への請求に切り替える等の取扱い</p>

	を徹底する。
--	--------

監査対象 農政部農業構造政策課

意見	改善措置
<p>6 1 文書の保存期間 (農業改良資金貸付金、161頁) 当該債権の関連書類は文書管理規程上の保存期間5年の文書に該当するため、保存期間が経過し廃棄されている書類があった。時効が完成していない債権に関する書類は、訴訟等になった場合に証拠書類等になる可能性があるため、保存期間を見直すべきである。</p>	<p>処理が終了していない債権に関する書類は、保存期限が到来した際に確認を行い、保存期限を延長することとした。</p>
<p>6 2 延滞発生後の債務者の財産調査 (農業改良資金貸付金、161頁) 現状、債務者の財産調査を実施していない。債権の回収可能性、有効な手段の有無等に関する適切な判断を行うために、債務者の財産調査を実施すべきである。</p>	<p>債務者と面会した際は、定期的に決算書類の確認等の財務調査を行うこととした。</p>
<p>6 3 督促・催告以外の手段の検討 (農業改良資金貸付金、162頁) 督促や催告を繰り返すだけでなく、債務者の債務返済能力を適切に評価した上で、群馬県農業改良資金延滞等に係る取扱要領に記載されている法的手段による回収や債権放棄等も考慮すべきである。 ただし、現状では、長期延滞債権について、債権回収の基本方針を示す債権管理条例等が存在しないため、担当部署の判断だけでは、督促や催告を超えた手段の実施は困難とも考えられるので、全庁的課題として検討する必要がある。</p>	<p>関連事項である意見1「債権管理条例の必要性についての検討」とあわせて対応する。</p>
<p>6 4 債務者への定期的な訪問 (農業改良資金貸付金、162頁) 債権回収においては、債務者の最新の情報を把握する必要があるため、債務者を定期的に訪問し、債務者との面談を実施すべきである。</p>	<p>債務者へ定期的な訪問を行い、債務者との面談を実施することとした。</p>
<p>6 5 連帯保証人からの回収 (農業改良資金貸付金、162頁) 債務者からの返済が遅滞している場合、連帯保証人からも積極的に回収を図るべきである。 連帯保証人が代位弁済すれば、当然債務者本人に求償権を行使するはずであり、結果として債務者本人の弁済の意識も高めることができるものとする。</p>	<p>債務者からの返済が遅滞している場合は、連帯保証人へも定期的な訪問や現況確認等を行い、連帯保証人からも積極的に債権の回収を図ることとした。</p>
<p>6 6 債務者との連絡 (農業改良資金貸付金、163頁) 連帯保証人が定期的に納付しているため、債務者と長期にわたり連絡が取れていない事例があった。連帯保証人に万が一のことがあり、仮に保証債務の相続がなされない場合には、債務者本人からの返済しか望めなくなるため、早い時期に債務者本人の所在をつきとめる必要がある。</p>	<p>連帯保証人が定期的に納付している場合であっても、債務者本人へ定期的に訪問等を行うこととした。</p>

監査対象 産業経済部商政課

意見	改善措置
6 7 貸付事務の適正化	「中小企業高度化資金貸付に係る事

<p>(中小企業高度化資金貸付金、175頁) 貸付事務については、新たに作成した事務全体のフローに基づき取扱いを行い、事務手続き上のミスが生じないように複数人で確認を行うなど、貸付事務が適正に行われる体制を確保していくことが重要である。</p>	<p>務フロー」に基づき適正に事務処理が行われているか、主担当者、副担当者及び係長の複数人で確認を行うこととした。</p>
<p>68 債権管理業務に関するマニュアル化の検討 (中小企業高度化資金貸付金、175頁) 現在の債権管理業務の手法を一定程度マニュアル化しておくことで、担当者等の変更があった場合にも、継続的、効果的な債権管理業務がなされることが期待できることから、マニュアル化について検討することが望ましい。</p>	<p>継続的かつ効果的な債権管理業務が行えるよう、令和元年5月に「中小企業高度化資金の債権管理業務に関するマニュアル」を策定した。</p>
<p>69 融資枠の設定 (損失補償契約、185頁) 毎年度、制度融資の融資枠を設定しているが、設定基準等が明確にはなっていないため、根拠等を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>制度融資の融資枠は、各資金の利用実績と経済情勢急変時に当面对応可能な範囲等を考慮して適正に設定しているが、令和2年度当初予算から、こうした判断根拠を書面として残すなどの対応により、明確化を行う。</p>

監査対象 産業経済部労働政策課

意見	改善措置
<p>70 債権放棄の判断 (元労働相談員への過払報酬、189頁) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときや債務者が生活保護法の適用を受けているなど、著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合は、債権放棄の判断を先送りせず、回収見込みの乏しい債権の回収に時間と労力をかけ続けるのをやめるべきである。</p>	<p>回収見込みの乏しい債権であることから、令和元年度中に債権放棄に向けた処理を行っていく。</p>
<p>71 非常勤嘱託職員の給与支払時期 (元労働相談員への過払報酬、190頁) 当該債権が発生した原因は、非常勤嘱託職員の給与の支払いが当月末締め当月21日払い、すなわち、当月21日に月末分の給与を前払いする取扱いにある。 非常勤嘱託職員の給与の前払いをやめて、翌月払いなどの合理的支給方法に変更すべきである。</p>	<p>令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度への移行にあわせて、翌月10日を支給日とした(条例制定済み)。</p>
<p>72 提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウの共有 (元労働相談員への過払報酬、190頁) 本件では、担当職員が顧問弁護士や学事法制課と相談しながら、精力的に訴訟活動を展開し、勝訴判決を得て、強制執行も実施できるレベルにまで財産調査を進めた事例であるため、各部署間で提訴・訴訟追行・強制執行準備のノウハウを共有し、本件で得た教訓を活かすべきである。</p>	<p>関連事項である意見1「債権管理条例の必要性についての検討」とあわせて対応する。</p>

監査対象 県土整備部道路管理課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>13 契約書の保存 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、198頁) 桐生土木事務所において、債権が未回収であるにも関わらず、債権に関する契約の根拠資料が、文書管理規程上の保存期間を経過し、破棄されていた。</p>	<p>文書の管理に当たっては、文書管理規程に基づき実施し、必要に応じて保存期間の延長を行い対応しているところであるが、本案件は誤って廃棄したものである。 保存期間が終了する際には、該当事</p>

<p>債権未回収であれば保存を延長すべきである。</p>	<p>案が完結しているかを確認し、完結していない場合は保存期間を延長するなど適正文書管理を行うよう令和元年6月28日付けで通知し、改めて徹底した。</p>
<p>1.4 不納欠損処理の不適切な事務 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、198頁) 法人である債務者について、回収可能性がないことが明らかかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手した場合、適時・適切に不納欠損処理をすべきである。</p>	<p>平成30年2月19日に権利の放棄についての議案を提出(同年3月8日議決)し、同月15日に不納欠損処理を行った。 同様な案件が発生した場合は、速やかに情報把握に努め、適時、不納欠損処理を行うこととした。</p>

意見	改善措置
<p>7.3 出来高を判断する職員と債権管理担当の職員との情報共有 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、199頁) 債権回収の段階に入った際に、債務者である受注者が工事続行不能となる前の打合書等の情報を、債権管理担当の職員が関知していない事例があった。 打合書に記載された情報等は、職員間で情報を共有すべきである。</p>	<p>不納欠損処理に向けて、土木事務所総務係が情報を収集しており、債権管理担当の職員は工事に関する情報を把握している。</p>
<p>7.4 不納欠損処理に向けた情報収集 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、199頁) 債権者の財産状況等の情報収集が不十分であるため、債務者である法人の事業が廃止されている状況や財産の状況等の情報を収集して、不納欠損処理に向けて動くべきである。</p>	<p>令和元年度に法人の事業の状況や財産調査を実施した。 調査の結果、債権の回収が不可能であるため、不納欠損処理までの間、徴収停止とする。</p>
<p>7.5 債務者本人死亡の場合の相続人の調査 (道路占用料、203頁) 債務者本人が死亡した場合の相続人の調査が不十分であるため、債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得するなどして相続人の調査を尽くすべきである。</p>	<p>債務者本人の出生から死亡までの戸籍を取得し、相続人の調査を実施した。</p>
<p>7.6 債務者本人死亡の場合の相続放棄の有無 (道路占用料、204頁) 債務者本人の死亡後、法定相続人である子の所在が不明のため、未納が継続している事例があった。 被相続人の債権者等の利害関係人であれば、被相続人の最後の住所を管轄する家庭裁判所に対し、相続放棄や限定承認の申述の有無を照会することができるため、今後、債務者本人が死亡した場合は、3か月が経過した時点で相続放棄の有無を確認するなどして、調査を尽くすべきである。</p>	<p>家庭裁判所に対し、相続放棄や限定承認の申述の有無を照会する。</p>

監査対象 県土整備部道路整備課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1.5 適時の不納欠損処理 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、209頁) 法人である債務者が異時廃止決定により消滅した場合、債務が帰属すべき法主体が存在しなくなることから、当該債務は当然に</p>	<p>平成30年2月19日に権利の放棄についての議案を提出(同年3月8日議決)し、同月19日に不納欠損処理を行った。 同様の案件が発生した場合は、速や</p>

<p>消滅するものとされている。 法人である債務者が破産手続により異時廃止決定を受けた場合は、不納欠損処理をすべきである。</p>	<p>かな情報把握に努め、適時に不納欠損処理を行うこととした。</p>
---	-------------------------------------

意見	改善措置
<p>77 債務者との経過の記録 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、209頁) 本債権は日常的に発生するものではないが、債務者の事業の廃止等により回収できなくなる事例は今後も起こり得るため、経過がわかる記録があることが望ましい。</p>	<p>同様の案件が発生した場合は、債務者との接触経過及び時効管理が認識できる記録を整備することとした。</p>
<p>78 時効を意識できる記録の作成 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、209頁) 現状、時効を意識できるような記録がない。調定日、納期限、最後の弁済日等を一覧できるようにして、時効の管理をすべきである。</p>	<p>同様の案件が発生した場合は、債務者との接触経過及び時効管理が認識できる記録を整備することとした。</p>

監査対象 県土整備部河川課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>16 適時の不納欠損処理 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、215頁) 債務者である法人が破産手続において異時廃止決定を受け、登記が閉鎖されたことが判明した場合、その段階で不納欠損処理をすべきである。</p>	<p>平成30年2月19日に権利の放棄についての議案を提出(同年3月8日議決)し、同月26日に不納欠損処理を行った。 同様の案件が発生した場合は、速やかな情報把握に努め、適時に不納欠損処理を行うこととした。</p>
<p>17 契約書の保存 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、216頁) 当該債権に関する契約の根拠資料について、債権が未回収であるにも関わらず、文書管理規程上の保存期間が経過し、破棄されていた。 債権未回収であれば保存を延長すべきである。</p>	<p>文書の管理に当たっては、文書管理規程に基づき実施し、必要に応じて保存期間の延長を行い対応しているところであるが、本案件は誤って廃棄したものである。 保存期間が終了する際には、該当事案が完結しているかを確認し、完結していない場合は保存期間を延長するなど適正文書管理を行うよう令和元年6月28日付けで通知し、改めて徹底した。</p>
<p>18 直接収納できる者の徹底 (河川占用料、222頁) 財務規則第53条第2項の規定により、納入通知書、納付書又は払込書の送付を受けた者から納付の申し出を受けた場合に、直接収納することができる者は、会計管理者、出納員又は分任出納員に限られている。 当該債権については、慣例により、出納員又は分任出納員でない者が直接収納を受けていたため、分任出納員の任命を検討するとともに、直接収納を受けることのできる職員を確認し、周知徹底すべきである。</p>	<p>新たに土木事務所で分任出納員を任命できるよう、分任出納員に対する出納員の事務の委任に関する告示(平成19年4月20日告示第171号)を改正した(平成31年4月1日施行)。</p>

意見	改善措置
----	------



<p>79 債務者の情報調査 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、216頁) 返送された納入通知や督促には効力が発生しないため、宛先の住所の現地調査や土地・建物の登記の情報を取得するなど、債務者の情報調査をすべきである。</p>	<p>当該事例については、令和元年度に速やかに債務者の情報調査を行った。同様の案件が発生した場合は、債務者住所の現地調査や登記情報の取得を行うなど、債務者の情報調査を行うこととした。</p>
<p>80 不納欠損処理に向けた情報調査 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、216頁) 債務者である法人の代表者が破産申立てをして異時廃止決定を受け、法人の登記情報においてみなし解散がとられている場合は、債務者に対する回収の見込みは著しく困難であると考えられるため、債権の放棄を含めた不納欠損処理に向けて必要な情報を調査すべきである。</p>	<p>不納欠損処理に向けて、令和元年度に債務者の情報調査を行う。</p>
<p>81 分任出納員の任命 (河川占用料、222頁) 現状、当該債権の実質的な管理を行っている各土木事務所には分任出納員がおらず、財務規則上は直接収納できない職員が直接収納を行う事態も発覚した。 分任出納員に対する出納員の事務の委任(平成19年4月20日告示第171号)に関する告示を改正して分任出納員を積極的に任命するなどし、債権の管理業務に直接関わっている職員が直接収納できる仕組みを確立することが望ましい。</p>	<p>新たに土木事務所で分任出納員を任命できるよう、分任出納員に対する出納員の事務の委任に関する告示(平成19年4月20日告示第171号)を改正した(平成31年4月1日施行)。</p>
<p>82 債務者の資産調査 (河川占用料、223頁) 債務者の資産調査について、債務者への聞き取りだけでなく、債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなど、適切に調査を行うべきである。</p>	<p>収入未済が発生した場合は、債務者の居住している自宅土地建物の登記事項全部証明書を取得して資産の有無を確認するなどの適切な資産調査を行う。</p>
<p>83 法人の実態調査 (河川占用料、224頁) 債務者である法人の破産手続が開始したことを把握していたにも関わらず、その後、履歴事項全部証明書を取得するなどの調査を行わなかったため、破産手続が終了した後にすみやかに不納欠損処理が検討されなかった事例があった。 解散した法人については、少なくとも、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして実態調査を行うべきである。</p>	<p>破産手続を開始した法人を把握した場合は速やかに実態調査するとともに、年1回程度は履歴事項全部証明書を取得するなどして継続して調査する。</p>
<p>84 債務者の存在確認 (河川占用料、224頁) 当初調定時にすでに債務者である法人が存在していなかった事例があった。 今後同様の事態が発生することを防ぐため、毎年度、調定を実施する際には、債務者の存在を確認すべきである。</p>	<p>前年度、督促状を发出した相手方については、次年度当初の調定を債務者の実態を確認した上で行う。 また、督促状は、債務者の実態を確認した上で发出する。</p>

監査対象 県土整備部砂防課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>19 契約書の保存 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、228頁) 当該債権に関する契約の根拠資料について、債権が未回収であるにも関わらず、文書管理規程上の保存期間が経過し、破棄されていた。</p>	<p>文書の管理に当たっては、文書管理規程に基づき実施し、必要に応じて保存期間の延長を行い対応しているところであるが、本案件は誤って廃棄したものである。 保存期間が終了する際には、該当事</p>

<p>債権未回収であれば保存を延長すべきである。</p>	<p>案が完結しているかを確認し、完結していない場合は保存期間を延長するなど適正文書管理を行うよう令和元年6月28日付けで通知し、改めて徹底した。</p>
<p>20 不納欠損処理の遅延 (建設工事請負契約に関する契約違約金・前払金余剰額に係る返還利息、228頁) 法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手した場合は、適時に不納欠損処理すべきである。</p>	<p>平成30年2月19日に権利の放棄についての議案を提出(同年3月8日議決)し、同月23日に不納欠損処理を行った。 同様の案件が発生した場合は、速やかな情報把握に努め、適時に不納欠損処理を行うこととした。</p>

監査対象 県土整備部都市計画課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>21 契約書の保存 (建設工事請負契約に関する前払金余剰額に係る返還利息、231頁) 当該債権に関する契約の根拠資料について、債権が未回収であるにも関わらず、群馬県文書管理規程上の保存期間が経過し、破棄されていた。 債権未回収であれば保存を延長すべきである。</p>	<p>文書の管理に当たっては、文書管理規程に基づき実施し、必要に応じて保存期間の延長を行い対応しているところであるが、本案件は誤って廃棄したものである。 保存期間が終了する際には、該当事案が完結しているかを確認し、完結していない場合は保存期間を延長するなど適正文書管理を行うよう令和元年6月28日付けで通知し、改めて徹底した。</p>
<p>22 適時の不納欠損処理 (建設工事請負契約に関する前払金余剰額に係る返還利息、232頁) 法人である債務者につき、回収可能性がないことが明らかな類型である破産手続廃止の根拠資料を入手した場合は、適時に不納欠損処理すべきである。</p>	<p>平成30年2月19日に権利の放棄についての議案を提出(同年3月8日議決)し、同月12日に不納欠損処理を行った。 同様の案件が発生した場合は、速やかな情報把握に努め、適時に不納欠損処理を行うこととした。</p>

監査対象 県土整備部住宅政策課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>23 公債権として扱う施行年月日の明確化 (県営住宅家賃、240頁) 当該債権は、公債権か私債権かについて自治体によって見解が異なる。群馬県では平成22年度に公債権として管理する内部的意思決定をしたものの、施行年月日が不明であるため、明確化すべきである。 また、収納委託先の群馬県住宅供給公社に対して書面で通知した記録がないため、取扱いに混乱がないよう書面で通知すべきである。</p>	<p>公債権としての施行年月日を平成23年4月1日に明確化し、収納委託先である群馬県住宅供給公社に対して、平成31年3月に書面で通知を行うことにより改善を図った。</p>
<p>24 要領の適正な実施 (県営住宅家賃、240頁) 県営住宅家賃滞納整理要領第6条第2項の規定により法的措置をとるための要件の一つである「別に定める条件」について、附則において年度ごとに課長が定めるものとしているが、平成24年度以後何ら定められていない。</p>	<p>平成31年3月に県営住宅家賃滞納整理要領を改正することにより改善を図った。</p>

<p>要領のとおり定めることとするか、定めないのであれば要領を改正すべきである。 また、要領別記様式第15号が改正する以前の様式のままであったため、改正された書面に直すべきである。</p>	
<p>25 契約の文言の削除 (県営住宅家賃、241頁) 県営住宅に係る家賃収納及び滞納督促業務委託契約書第8条の項目名に列挙された「業務責任者」の文言は本文で言及されていないため、削除すべきである。</p>	<p>平成31年度契約から県営住宅に係る家賃収納及び滞納督促業務委託契約書を改めることにより改善を図った。</p>
<p>26 訴訟上の和解の検討 (県営住宅家賃、241頁) 県営住宅家賃滞納整理要領第14条第2項の規定によれば、訴訟上の和解は原則として応じないこととされているが、訴訟上の和解をすることで、分納による入居者の居住継続と自立に向けた生活再建が図られる余地があること、その場合に強制執行が不要になることに鑑みれば、訴訟上の和解も検討することが望ましく、要領を改めるべきである。</p>	<p>平成31年3月に県営住宅家賃滞納整理要領を改正することにより改善を図った。</p>

意見	改善措置
<p>85 文書の保管 (県営住宅家賃、241頁) 当該債権については、債務者や金額が多く、大量の文書を扱うため、文書の検索がしやすいよう適正に保管すべきである。</p>	<p>平成31年3月までに文書のファイリングを行うなど、保管方法を改めることにより改善を図った。</p>
<p>86 保証人に対する請求 (県営住宅家賃、242頁) 資力のある保証人がいるにも関わらず何ら法的措置を採っていない事例、2人いる保証人のうち1人にしか請求していない事例があった。 債務者と同時に保証人に対しても訴訟提起をすることが効率的であり、保証人に対する訴訟提起を検討すべきである。</p>	<p>令和元年度から保証人の取扱いを含め検討する。</p>

監査対象 教育委員会事務局管理課

意見	改善措置
<p>87 電話以外の催告 (高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息、248頁) 債権回収のための催告について、現在は電話による催告のみであるため、書面及び訪問による催告を実施すべきである。</p>	<p>債務者が返済を免れることのないよう、長期にわたり滞納がある債務者に対しては、令和元年12月までに書面及び訪問による催告を実施する。</p>
<p>88 不納欠損処理の検討 (高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息、249頁) 時効期間が経過し、債務者からの時効の援用がない債権について、事情調査の上、不納欠損処理の検討をすべきである。</p>	<p>長年返済がない債務者又は連帯保証人の事情を確認し、返還猶予又は免除など状況に応じた提案を行い、時効期間が経過しないよう努める。</p>
<p>89 時効の中断措置 (高等学校等奨学金貸付金・同延滞利息、249頁) 時効中断措置が採られるよう、引き続き、債務承認書を適切に提出させるよう努めるべきである。</p>	<p>長期にわたり滞納がある債務者については、事情を確認し、返還猶予又は免除の提案を行い、債務承認書に該当する返還計画変更願又は返還猶予申請書を提出してもらうことで、時効中断措置を講ずる。</p>
<p>90 適時の不納欠損処理</p>	<p>未納状況について、県立学校宛て照</p>

<p>(全日制高等学校授業料等、255頁) 奨学金等の私債権と取扱いを混同していたために、時効期間が経過した債権を債務者による時効の援用なしに時効が完成することに気付かず、繰越調定を行った事例があった。 不納欠損処理の手続の流れを明確にし、時効期間が経過した公債権については、適切な時期に不納欠損処理を行う取扱いとすべきである。</p>	<p>会により漏れなく把握し、そのうち時効時期を経過した債権については、平成29年度から当該年度中に不納欠損処理を行うこととしている。 未収債権の管理については、群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱の規定に基づき、同様の事例の発生の防止に努めることとした。</p>
<p>9 1 群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱の改正 (全日制高等学校授業料等、255頁) 群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱第4条に規定された授業料の未納期間に応じた事務処理について、実態と合わなくなっていることから、速やかに改正し、適切な徴収事務が実施される必要がある。</p>	<p>徴収事務手続を適時、適切に進めることができるように、平成31年2月7日付けで群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱について所要の改正を行うとともに、担当者説明会を開催するなどして県立学校宛て周知した。</p>
<p>9 2 債務者等に対する法的措置 (全日制高等学校授業料等、256頁) 群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置取扱要綱及び群馬県立学校授業料等未納者に対する法的措置事務取扱要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者には、支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討すべきである。</p>	<p>要綱、要領に基づき、教育的配慮をしつつ、悪質な債務者であるかどうかを慎重に判断し、支払督促の申立て等の法的措置を実施すべきかを個別に検討する。</p>
<p>9 3 保証人に対する催告等 (全日制高等学校授業料等、257頁) 保証人を徴求していることから、債務者及び保護者だけでなく、保証人に対しても定期的に催告等を行い、保証人からの債権回収にも努めるべきである。また、保証人が悪質な場合には、法的措置を検討する必要もある。</p>	<p>平成31年2月7日付けで群馬県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱の改正を行い、保証人に対する催告等の取扱いを明記の上、県立学校に周知し、保証人からの債権回収にも努めることとした。</p>
<p>9 4 保証人の徴求等 (全日制高等学校授業料等、257頁) 県立桐生女子高校において、誓約書が未提出のうえ保証人を徴求していない事例、県立前橋清陵高校において、就職をしている18歳の親族が保証人となっている事例があった。 群馬県立高等学校管理に関する規則第36条に基づき、必ず保護者及び保証人連署の誓約書を提出させることが必要である。また、同規則第37条第2項に基づき、独立生計を営む成年人を保証人として徴求する必要がある。</p>	<p>平成31年1月に実施した定例校長会において、公立高校の全校長に対し、群馬県立高等学校管理に関する規則36条及び37条を遵守するよう改めて指導した。(所管課：高校教育課)</p>

監査対象 教育委員会事務局福利課

意見	改善措置
<p>9 5 退職手当返納処分理由の記載の程度 (退職手当の返納金、261頁) 当該退職手当返納処分がされた当時の旧公立学校職員退職手当支給条例では、第13条の3第1項に「基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」は、同項第1号又は第2号に掲げる額を返納させることができると定められているところ、当該処分を行うにあたっての処分行政庁の裁量は比較的狭いと考えられ、当時は適法に処理がされていたと認められる。 しかし、現行の条例では、「当該退職をした者の生計の状況を勘案」して、支払われた退職手当等の額の「全部又は一部」の返納を命ずることができると定められており、旧条例に比して処分行政庁の裁量が広範となっている そのため、今後、当該処分を行う場合には、行政手続法第14</p>	<p>平成21年10月23日付けで公立学校職員退職手当支給規則を改正し、命令書の理由欄に具体的な判断過程等を記載・明記することとした。</p>

<p>条第1項の求める理由提示の要件を欠くことのないよう、当該処分の原因となる事実や返納額を選択した具体的な判断の過程も示すようにすべきである。</p>	
<p>96 納付を受ける額の増額 (退職手当の返納金、262頁) 当該債務者が作成した分納誓約書に基づき、毎月弁済がなされているが、現在の金額において完済となるのは約43年後である。当該債務者の年齢が40歳代であることを考慮すると、約43年後まで勤労して収入を得ているとは限らないため、毎月納付を受ける額の増額を検討すべきである。</p>	<p>債務者の社会保険加入状況等や収入状況の把握を調査し、本人と返納額の増額を促す交渉をしており、今後も毎年、年度当初に継続的に交渉を行う。</p>

監査対象 教育委員会事務局義務教育課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>27 書面の作成名義の確認 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、270頁) 奨学生の親の強い意思により、当該奨学金を受けていることを奨学生本人に知らせていないにも関わらず、当該奨学生本人名義の返還計画書の提出を受けていた事例があった。 今後、奨学生本人との間で民事上の争いが生じ、当該書面の成立の真正が争われれば、親等によって作成された蓋然性を県側も認識していたと認定されかねないため、親を通して奨学生本人名義の書面が提出された場合は、当該書面の作成の経緯を確認すべきである。</p>	<p>平成31年3月から、返還計画書等、書面作成の際には、奨学生本人による記載を求めることとした。 本人による記載が困難な場合は、奨学生本人が当該書面の提出を承諾していることを証明する書類「関係書類の作成に係る確認書」の提出をその記載者に求めることとした。</p>

意見	改善措置
<p>97 奨学生本人への連絡 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、271頁) 当該債権は、借入者のプライバシーに大きく関わる特殊事情を有しており、群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例等には、特別な場合において、奨学生の父母による債務の免除申請についての規定があり、奨学生本人に連絡を取らないケースも想定していることから、担当部署では、原則として、奨学生本人への連絡は行っていない。 しかし、返還債務の未納がある場合において、債務者ではない奨学生の親に催告等を行い、一部弁済を受けたとしても、消滅時効の中断の効果は生じないと奨学生本人から主張されることが懸念される。また、契約は、双方の合意によって初めて有効に成立するものである以上、親が奨学生の名前を利用して奨学金を借りた場合、奨学生と県との間にはそもそも合意がなく、契約が成立しないため、奨学生には奨学金を返還する義務は発生していないことになる。 今後は、奨学生本人への連絡も行うようにすべきである。</p>	<p>プライバシーに最大限配慮した上で、従来の返還事案との公平性、均衡等を斟酌し対応していく。 平成30年7月から、保護者が、高齢、病弱等の場合には、保護者から奨学生本人へ、奨学金を貸与している旨を伝えるよう促すこととした。 また、奨学生本人に直接連絡してもよいか打診し、了承を得た場合は、当課から連絡することとした。 保護者死亡等により、保護者への連絡が不可能となった場合には、奨学生本人へ連絡をとり、債権の存在を告知することとした。</p>
<p>98 奨学生本人の住所の把握 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、271頁) 現状、群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第7条の規定に基づく免除期間中、又は奨学生の親と連絡が取れている間は奨学生本人の住民票の取得は行っていない。 しかし、住民票の除票や戸籍の附票の除票の保存期間は、住民基本台帳法施行令上、5年間と定められているため、5年以上、住民票の除票や戸籍の附票の除票を取得しなかった場合、奨学生の現住所地の調査が困難になるおそれがある。 そこで、未納者については、免除期間中や親と連絡が取れてい</p>	<p>奨学生本人の住民票を4年に一度取得するため、ローテーション表を作成し、平成31年1月から、取得を開始した。</p>

<p>る場合であっても、少なくとも、4年に一度は、奨学生本人の住民票の取得を試みるべきである。</p>	
<p>99 時効中断の措置 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、272頁) 当該債権に、奨学生本人に催告をすることが難しいという特殊事情があるとしても、時効中断の措置を何ら試みずに消滅時効期間が経過する債権管理の方法には問題がある。 奨学生の親等の意向や状況にかかわらず、少なくとも、消滅時効期間の満了が迫ってきた場合には、速やかに、債務者である奨学生本人に対する催告や時効中断の措置を試みるようにすべきである。</p>	<p>プライバシーに最大限配慮した上で、従来の返還事案との公平性、均衡等を斟酌し対応していく。 平成30年度から、時効中断の措置として、継続的に架電、家庭訪問を実施し、債権の告知及び催告を行うこととした。 平成31年3月から、調定を終えている未納者に対して、承認のため「納入誓約書」の提出を求めることとした。</p>
<p>100 契約ごとの債権の管理 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、272頁) 当該奨学金等は、1年毎に、個別に、当該債務者との間で消費貸借契約を締結して貸し付けられているが、債権の管理は、合計額を1つの債権として扱っている。 契約が別個である以上、消滅時効期間も別個に進行するところ、現状の管理方法では、時効期間の管理が困難であるため、債権の管理は契約ごとに行うことが望ましい。</p>	<p>「債権管理補助簿」を作成し、平成31年1月から、契約ごとに債権管理を開始した。</p>
<p>101 催告・訪問の時期 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、273頁) 未納者に対する催告について、平成29年度までは、未納のある調定終了者および未納のある返還途中者を対象に、2～3月に返還状況通知を郵送し、返還を促し、3月に家庭訪問を行い、不在の場合には、連絡を依頼する手紙を置いていた。 平成30年度以降は、夏から秋にかけて夜間を含めた家庭訪問による催告を行っており、今後も未納者に対する定期的な催告書の発送や家庭訪問は、年間を通じて継続的に行うべきである。</p>	<p>平成30年度から、年間を通じて家庭訪問を行うとともに、架電による催告の頻度を増やすこととした。 また、家庭訪問と架電の経緯について、書面で記録を残すこととした。</p>
<p>102 延滞金 (地域改善対策高等学校等修学奨励金、273頁) 当該債権は、群馬県地域改善対策特定事業高等学校等修学奨励金貸与条例第8条第1項及び群馬県地域改善対策大学進学奨励費貸与要綱第17条の規定により、当該債務者が、正当な理由なくして、返還すべき日までに返還しなかった場合には、延滞利息として支払わなければならないとされている。 しかし、現状は、国としても延滞利息の返還義務を明瞭にしていること及び返還未納者の中には資力の乏しい者が多いことを理由に延滞利息を債権として調定していない。 今後は、同条にいう「正当な理由」の判断基準を要綱等により明確化し、延滞利息の発生有無を判断すべきである。</p>	<p>平成31年4月1日に、「正当な理由」の判断基準として、「修学金の返還に係る延滞利息減免実施要綱」を策定し、運用を開始した。</p>

監査対象 教育委員会事務局高校教育課

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>28 時効期間の認識 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、277頁) 改正民法施行前に発生した本債権の時効期間について、当該債権が定期給付債権であることを前提に5年(旧民法第169条)と認識しているが、当該債権は割賦払債権であり、個々の割賦金は定期給付債権に当たらないため、10年(旧民法第167条1項)と改めるべきである。 ただし、令和2年4月1日以降発生する同種債権については改正民法が適用され、一般的な債権の時効期間が主観的起算点から</p>	<p>本債権の時効期間の認識を10年に改めた。 また、令和2年4月以降に発生する同種債権について、時効期間の取扱いに留意することとした。</p>

<p>5年となるため(改正民法第166条1項1号)、注意が必要である。</p>	
<p>29 延滞利息の請求 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、278頁) 本債権は、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例第10条第1項の規定により延滞利息が発生するが、現状、調定しておらず、本来発生する債権の把握をしていない。 条例において定められた債権であり、調定して納入通知をするなど延滞利息の請求をすべきである。</p>	<p>延滞利息が発生した場合は、正当な理由があるものを除き、延滞利息を請求する。</p>
<p>30 事務取扱の誤りの是正 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、278頁) 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例により定められた「所得」を課内で作成した事務取扱において「収入」と読み替えているため、修学奨励金の貸与の要件が狭められ、本来利用できる者が利用できないこととなっているため、是正すべきである。</p>	<p>本条例の「所得」を事務取扱において「収入」と読み替えている誤りについて、令和元年度施行の事務取扱からは是正した。</p>

意見	改善措置
<p>103 時効を意識する仕組みの構築 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、278頁) 現状、時効を意識する仕組みが構築されていないため、納期限、最終支払日等を表にしておくなどの時効を意識するための合理的な管理方法を採用すべきである。</p>	<p>令和元年度に債権情報を管理するシートを作成し、合理的な管理を行う。</p>
<p>104 連帯保証人に対する適時の請求 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、278頁) 債務者本人の返済が滞っており、連絡が付かない場合でも、その後何年も連帯保証人に対して請求していない事例があった。連帯保証人も債務者本人と同様の支払義務を負っているものであり適時に請求すべきである。</p>	<p>連帯保証人に請求できる場合には、適時に連帯保証人に対して請求することとした。</p>
<p>105 書面による催告 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、279頁) 現状、催告は電話及び訪問により行っており、書面では行っていない。電話や訪問は、不在の場合に催告の意思が債務者に伝わらないことや、口頭で伝えたことを債務者が忘れるおそれがある。 そのため、催告の方法として書面も用いるべきである。</p>	<p>事務の遂行のために必要な場合は、書面による催告を用いることとする。</p>
<p>106 住民票の調査 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、279頁) 現状、住所を訪問により把握しているのみで、住民票を調査したことがない。 住民基本台帳法第12条の2の規定により、地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民票の写しの交付を請求することができるため、積極的に活用すべきである。</p>	<p>住所不明の場合は、住民票の写しの交付を請求するなどの調査を行うこととする。</p>
<p>107 免除・猶予等の規定の活用 (群馬県高等学校定時制課程修学奨励金、279頁) 当該奨励金の返還の免除及び猶予等について、現状、群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例に規定された当然免除(第6条)の適用しか事例がない。 他に裁量免除(第7条)、返還猶予(第9条)等の定めがあり、検討すれば適用される債権がある可能性があるため、今後は</p>	<p>当該奨励金は、生徒が卒業した場合、当然免除(第6条)が適用され、返済義務が免除される制度である。 安易な免除や猶予は学修に励んだ生徒との均衡上不公平が生じると考えられることから、個別の事案ごとに、真に免除や猶予が必要であるかを判断し、</p>

債権管理に活用をすべきである。	裁量免除(第7条)、返還猶予(第9条)を適用することとする。
-----------------	--------------------------------

監査対象 警察本部警務部警務課

意見	改善措置
<p>108 早い時点での訴訟提起等の検討(給与過払金、283頁)</p> <p>当該債務者について、平成29年度に破産廃止決定、免責許可決定となり、その後不納欠損処分を行ったが、より早期の段階で、訴訟提起等の法的措置を検討することが必要であったと考えられる。</p> <p>今後、同様の事例等が発生した場合に、適時・適切な措置が採れるよう、事務フローの作成等の準備をしておくことが望ましい。</p>	<p>同様の事例等が発生した場合に、どのタイミングで法的措置等の検討を行うべきであるかなどの事務フローを作成し、適時適切な措置が採れるよう準備することとした。</p>

監査対象 警察本部交通部交通指導課

意見	改善措置
<p>109 時効中断措置(放置違反金・同延滞金、288頁)</p> <p>平成29年度に時効期間経過により不納欠損処理された債権について、時効中断等の手続を行っていなかった。</p> <p>今後、納入されずに相当期間が経過した放置違反金については、消滅時効完成前に時効中断措置を採るべきである。</p>	<p>債務者に対する調査を継続し、積極的に時効中断措置を運用する。</p>

## ■ 公安委員会規則

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

群馬県公安委員会委員長 金子正元

### 群馬県公安委員会規則第1号

#### 街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則の一部を改正する規則

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規則(平成16年群馬県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「報告」の次に「及び公表」を加え、同条中「前条の規定によりデータを活用した場合は、」を「毎年1回街頭防犯カメラシステムの運用状況を」に改め、「報告する」の次に「とともに、公表する」を加える。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ■ 収用委員会公告



土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和2年2月28日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 県道南新井前橋線改築工事(群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内、同郡吉岡町大字陣場字下陣場地内及び前橋市池端町字屋敷小路地内から同市池端町地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県前橋市池端町字屋敷小路

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用の裁決手続の開始を決定する面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
115番	畑	畑	651	655.29	177.35

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

- 4 使用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
(1) 土地の所在 群馬県前橋市池端町字屋敷小路

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		使用の裁決手続の開始を決定する面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
115番	畑	畑	651	655.29	31.10

使用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

- (2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

農業用水路の付替工事に伴い、床堀工事が必要となるため使用するもの

イ 使用の期間

明渡裁決における明渡し期限の翌日から起算して180日間。ただし、明渡期限までに明渡しが行われない場合には、明渡しのあった日の翌日から起算して180日間。

- 5 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
小曾根勇	群馬県前橋市池端町72番地

- 6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社	群馬県前橋市本町一丁目8番16号	使用借権
東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	群馬県高崎市高松町3番地	使用借権

7 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年2月21日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和2年2月28日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 県道南新井前橋線改築工事(群馬県北群馬郡榛東村大字新井字雛子地内、同郡吉岡町大字陣場字下陣場地内及び前橋市池端町字屋敷小路地内から同市池端町地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県前橋市池端町字屋敷小路

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
不明又は116番1	畑	宅地	599	557.54	139.19
不明又は117番1	宅地	宅地	1,096.25	1,515.62	97.94
不明又は127番1	畑	宅地	1,619	34.19	33.82
		畑		1,389.00	318.93
不明又は128番1	畑	畑	1,137	1,459.91	369.51

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

4 使用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在 群馬県前橋市池端町字屋敷小路

地番	地目		地積 (㎡)		使用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
不明又は116番1	畑	宅地	599	557.54	14.43
不明又は117番1	宅地	宅地	1,096.25	1,515.62	11.68
不明又は127番1	畑	宅地	1,619	34.19	0.34
		畑		1,389.00	28.41
不明又は128番1	畑	畑	1,137	1,459.91	26.64

使用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

農業用用水路の付替工事に伴い、床堀工事が必要となるため使用するもの

イ 使用の期間

明渡裁決における明渡し期限の翌日から起算して180日間。ただし、明渡期限までに明渡しが行われない場合には、明渡しのあった日の翌日から起算して180日間。

5 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登坂悦治	群馬県前橋市池端町117番地

6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社	群馬県前橋市本町一丁目8番16号	使用借権
東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	高崎市高松町3番地	使用借権
前橋市公営企業管理者	前橋市岩神町三丁目13番15号	使用借権

7 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年2月21日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111